

令和 6 年第 1 回

おいらせ町議会定例会

会議録第 2 号

おいらせ町議会 令和6年第1回定例会記録

おいらせ町議会 令和6年第1回定例会記録				
招 集 年 月 日	令和6年3月11日（月）			
招 集 の 場 所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和6年3月11日 午前10時01分 議長宣告			
散 会	令和6年3月11日 午後 3時44分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	小 向 幸 祐	2 番	大 浦 陽 子
	3 番	小笠原 伸 也	4 番	沢 尾 宏 之
	5 番	柏 崎 勉	6 番	佐々木 勝
	7 番	澤 上 訓	8 番	木 村 忠 一
	9 番	田 中 正 一	10 番	日野口 和 子
	11 番	平 野 敏 彦	12 番	檜 山 忠
	13 番	川 口 弘 治	14 番	西 館 芳 信
	15 番	吉 村 敏 文	16 番	松 林 義 光
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	13名			
欠 席 議 員	2 番	大 浦 陽 子	5 番	柏 崎 勉
	14 番	西 館 芳 信		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	まちづくり防災課長	田 中 淳 也
	税 務 課 長	久保田 優 治	町 民 課 長	松 山 公 士
	保 健 こ ど も 課 長	鈴 木 政 康	介 護 福 祉 課 長	澤 頭 則 光
	農 林 水 産 課 長 補 佐	木 村 誠	商 工 観 光 課 長	柏 崎 和 紀
	地 域 整 備 課 長	栗 嶋 泰 幸	会 計 管 理 者	小 向 正 志
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	三 村 俊 介
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	田 中 直 喜	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	成 田 光 寿
	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智	農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	川 口 嘉 大
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監 査 委 員 事 務 局 長	佐々木 拓 仁

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	佐々木 拓 仁	事 務 局 次 長	木 村 英 樹
	事 務 局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1 議案第 1 号	おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて		
	2 議案第 2 号	おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて		
	3 議案第 3 号	おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて		
	4 議案第 4 号	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		
	5 議案第 5 号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		
	6 議案第 6 号	おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について		
	7 議案第 7 号	おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について		
	8 議案第 8 号	おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		
	9 議案第 9 号	おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について		
	10 議案第 10 号	おいらせ町下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例について		
	11 議案第 11 号	損害賠償の額の決定及び和解について		
	12 議案第 12 号	町道の路線廃止について		
	13 議案第 13 号	町道の路線認定について		
	14 議案第 14 号	令和 5 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 7 号）について		
	15 議案第 15 号	令和 5 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について		
	16 議案第 16 号	令和 5 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について		
	17 議案第 17 号	令和 5 年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について		
	18 議案第 18 号	令和 5 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について		
	19 議案第 19 号	令和 5 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について		
	20 議案第 20 号	令和 5 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 4 号）について		
	21 議案第 21 号	令和 6 年度おいらせ町一般会計予算について		
	22 議案第 22 号	令和 6 年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算について		
	23 議案第 23 号	令和 6 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計予算について		

町 長 提 出 議 案 の 題 目	24	議案第 2 4 号	令和 6 年度おいらせ町介護保険特別会計予算について
	25	議案第 2 5 号	令和 6 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計予算について
	26	議案第 2 6 号	令和 6 年度おいらせ町病院事業会計予算について
	27	議案第 2 7 号	令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計予算について
議 員 提 出 議 案 の 題 目	1	発委第 1 号	おいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の規定についての一部を改正することについて
開 議			午前 1 0 時 0 1 分
議 事 日 程			議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名			議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。
		1 3 番	川 口 弘 治 議 員
		1 番	小 向 幸 祐 議 員
議 案 の 経 過			
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨	
	事務局長 (佐々木拓仁君)	おはようございます。 議場内の皆様をお願い申し上げます。 議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。 議会開会前に、一般質問について若干ご説明申し上げます。 本日は 5 人の一般質問が予定されております。 質問時間は 6 0 分以内としております。時間制限の 5 分前には次のように呼び鈴を鳴らします。また、6 0 分に達しますと次のよう	

会議成立 開会宣言	松林議長	にベルを鳴らします。このベルが鳴りましたら、速やかに質問を終了願います。 それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。 おはようございます。 本日、3月11日は東日本大震災から13年がたちます。犠牲になられた方々に哀悼の意を表するため、地震発生時刻の午後2時46分に休憩を入れて、1分間の黙祷を捧げたいと思います。皆様方のご協力をお願いいたします。 ただいまの出席議員数は13人です。 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開会時刻 午前10時01分)
欠席報告	松林議長	なお、2番、大浦陽子議員、5番、柏崎勉議員、14番、西館芳信議員は欠席であります。 また、西館道幸農林水産課長が欠席のため、木村誠課長補佐及び川口嘉大農業委員会事務局次長が代理出席するとの申し出がありましたので、ご報告いたします。
議事日程報告	松林議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 一般質問は、通告書により順に発言し、次の質問に入る際は、その旨を告知し、発言してください。おいらせ町議会会議規則第54条により、発言は簡明とし、議題外にわたり、範囲を超えてはならないとされておりますので、改めてお知らせいたします。
一般質問	松林議長	日程第1、一般質問を行います。 抽選順に発言を許します。 1席1番、小向幸祐議員の一般質問を許します。 1番、小向幸祐議員。
質疑	1番 (小向幸祐君)	おはようございます。1番、小向幸祐でございます。何分初めての一般質問になります。逸脱しないようにはしたいと思いますが、いろいろ慣れない部分、未熟な部分ありますので、そのところは

		ご容赦いただきながら、あとはちょっとまずいなと思ったら、すぐ止めていただければと思います。そんなにごちゃごちゃは言う予定はないです。よろしくお願いします。 初めに、令和6年第1回おいらせ町議会定例会に当たり、議長のお許しを得て、通告に従いまして、一問一答方式により一般質問をさせていただきます。 本日はくしくも3月11日、忘れもしない13年前の2011年3月11日14時46分に起きた平成23年東北地方太平洋沖地震、通称東日本大震災が発生した日と同じ日に、議員となり約1年の、私の初の一般質問をさせていただけることになったことは、何か不思議な縁を感じるような気さえいたします。 少々当時の話をすれば、私自身百石第1分団所属の消防団員でありましたため、会社で震災に遭い、その後会社の仕事をした後、すぐさま屯所に走り、昔配備されておりました赤いADバン。旧おいらせ町のものでしょうか。あのパトロール車で管轄内の巡回と、津波警報の発令を受け、明神川河口の水門の漁港側、あちらで津波の警戒に当たっておりました。後に、今でもY o u T u b e等で「おいらせ町 大津波」で検索すると出てくる水門北側で撮影された動画がありますが、まさにその反対側、南側にいて警戒に当たっておりました。 その後、漁港の水が引いて、底が見えそうになるあたりで、沖より津波の影を確認したため危険を察知し、1分団団員警戒に当たっていた者全て、川口の河口沿いに屯所に戻りながら帰りました。ちょうど川の土手の堤防をぎりぎり超えそうな高さまで推移しながら屯所の裏まで戻り、これは超えないなというものを確認した後、現在の川口保育園付近で百石漁協の門を超える津波を確認しました。そこでしばらく交通整理というか、通行止めの活動をしていた経緯があります。その経験も踏まえながら、若輩者かつ勉強不足の部分もありますが、通告いたしました一般質問をさせていただきたいと思っております。 まず初めに、地震津波における防災対策についてお伺いいたします。 (1)として、今年は令和6年能登地震から始まり、元旦から防災について、特に考えさせられる年になりました。災害はいつ起こるか分かりません。当町の津波警報・大津波警報発令時、浸水対象地域
--	--	--

答弁	町長 (成田 隆君)	ごとの人口はどのくらいになる試算なのか。現状の認識をお伺いいたします。 1 席 1 番、小向幸祐議員のご質問にお答えします。 町では、警報の区分ごとの人口については試算しておりませんが、青森県が令和 3 年 5 月に公表した最大規模の津波により、浸水が想定される区域に住んでいる人口について、令和 4 年 1 2 月に試算しており、その人数は、百石小学校区約 4, 2 0 0 名、甲洋小学校区約 1, 9 0 0 名、木内々小学校区約 1, 5 0 0 名、合計で約 7, 6 0 0 名となっております。 以上です。
	松林議長	1 番。
質疑	1 番 (小向幸祐君)	ありがとうございます。結構な人数がいるというのを、町としては現状の把握、なかなか難しいところあるかと思いますが、県の試算があるということで、これを参考にさせていただきたいと思います。 続きまして、(2)に移ります。津波警報等が発令された場合、特に浸水地区において、高齢者や障害者、一人親世帯等、津波発生時の避難の際に介添えやフォローが必要な世帯は、これも難しいかと思いますが、おおよそどのくらいいるものか。把握していたら、お知らせください。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 現在、町では配慮が必要と思われます高齢者、要介護者、障害者、乳幼児等について把握しており、令和 4 年 1 2 月現在、約 2, 1 0 0 人となり、世帯数については、申し訳ございませんけども、把握しておりません。 なお、実際に介添えやフォローが必要かどうかについては、今後、個別避難計画を作成していく中で把握していくことになります。 以上です。
	松林議長	1 番。

質疑	1 番 (小向幸祐君)	ありがとうございます。これに関しては、再質問になりますが、ある程度、課ごとに細かい人数というのを合計でいただきましたが、高齢者一人世帯って、ある程度分かれた数も把握していらっしゃる形でしょうか。お伺いします。
	松林議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	それでは、お答えします。おおよその数で答えたいと思います。 まず、約2,100人の内訳ですが、65歳以上の1人暮らしの方が大体580人、それから75歳以上の高齢世帯、高齢者の世帯ですね、520人。それから介護3以上の在宅の方約100人、それから障害の1級から3級ですね、大体340人。それから乳幼児等が約500人、妊産婦が約80人、それから外国人が約100人、それから難病患者、医療的ケアが必要な方が約40人で、おおよそで2,100人となります。 以上です。
	松林議長	1 番。
質疑	1 番 (小向幸祐君)	ありがとうございます。これもある程度の地域、エリアは把握されていますでしょうか。
	松林議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	お答えします。 地域・エリアということで、行政区ごとにおよその人数をつかんでおります。 以上です。
	松林議長	1 番。
質疑	1 番 (小向幸祐君)	ありがとうございました。ある程度必要な、想定の方は把握されているということで、少し安心しました。 次に移ります。(3)です。災害発生時において、警察や消防、消防団や関連企業、町内会等津波発生時に避難の対応、特にさきに質

答弁	松林議長	問した介添え等の補助対応が可能な動員人数、こちらの現状の把握をお伺いいたします。 町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 まず、災害発生時の避難については、自分自身とその家族がみずから避難すること、「自分の命は自分で守る」自助が大前提であり、大変重要であると思っております。そして、避難する際に、隣近所への声かけや避難支援をしながら一緒に避難する共助も重要であります。その中には、地域で活躍する消防団員、町内会や自主防災組織の方々による支援が想定されますが、動員という捉え方ではなくて、自分の命を守りながら、できる範囲で支援するということで考えております。 また、警察や消防などは本務である事故対応、火災や救急対応があり、通常の避難に対する対応はできないものと考えております。 以上です。
質疑	松林議長	1 番。
	1 番 (小向幸祐君)	ありがとうございます。基本的には自助・共助、それをまず高めていく活動、これは関連の消防団も含め、町内会も含め、高めていくことが必要かとは思います。 この中で、関連企業等の話も載せさせていただいていました。ちょうどそのエリアで、地元で活動する、開業している企業さん、もしくは動けるところがあるかと思いますが、災害協定ではないですが、そういうもの等はおいらせ町では、計画等、提携しているものとかはあったりしますでしょうか。
答弁	松林議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	お答えします。 企業の支援ということで、直接の避難に関する支援ということではなくて、多くの協定を結んでいるところが、物資の供給の協定が主なものになりまして、相当数の企業の方々と協定を結んで、災害

質疑	松林議長	時には物資をいただく。もしくは、有償でいただくという形で協定を結んでおります。 以上です。
	1 番 (小向幸祐君)	1 番。
答弁	松林議長	何社ぐらいあるか。ざっくり把握してれば。よろしく願います。
	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	まちづくり防災課長。
質疑	松林議長	お答えします。
	1 番 (小向幸祐君)	被服等、寝具とか、そういう生活必需品ですね。の供給でいくと、大体 20 社ぐらい、それから医薬品等になりますとおよそ 10 社ぐらいですね。そのほかに、ちょっと今あれですけども、重機の提供とか、それから災害時のレンタルトイレとか、そういった業者とも協定を結んでおります。 以上です。
答弁	松林議長	1 番。
	まちづくり防災課長	ありがとうございます。物資が主ということですが、ある程度保険ではないですが、対策等が進んでいるということで、大変安心いたしました。 また細かいところ等あるかとは思いますが、再質問になります。この中で、「町内会等」という表現をさせていただいていました。自主防災会等で、町内会が外れる可能性もありますが、その中でどうしても介添え等の補助の分野、町内会でもいろいろな問題があるところも多いかと思えます。特に浸水区域・エリアで、何かこういう要望等、あとは何か対策しているものなど、把握しているものはありますでしょうか。 まちづくり防災課長。 お答えします。

質疑	課長 (田中淳也君)	町では、町内会とか自主防災組織に関して、最低年に1回、会長等を対象にして研修会というものを実施しております。その中で、一番大事な自助とか共助、公助というところの3つの助けるですね。その辺の研修とかで、大事なのは自助と共助ですよというあたりを説明しながらやっているところです。 その中で、町内会と自主防災会とか、要望がありますのは冬期の訓練だったり、それから避難所運営訓練、それから夜間の訓練ですね。そういった要望があつていますので、今、町では、それらを実施に向けて検討しているところであります。 あとは不安だと思っているのが、物資の供給ですね。今数カ所に分けて物資を置いているんですけども、その供給をきちんとできるかどうかというあたりが不安がありますけども、そういったことも含めて、そういう要望がありますので、対応できるように対策をしているところです。 以上です。
	松林議長	1 番。
	1 番 (小向幸祐君)	ありがとうございます。確かに最近の報道等でもあります。冬期の避難訓練の実施状況、これはちょうど震災も冬でありましたので、喫緊の課題かなとは思いますが。どうしても、近年いろんな情報が、真実、確かなものという何とも言えないですが、いろんな情報が流れております。やっぱり、いつでも災害が起きるという前提で備えなければならないので、訓練に関してはやはり主導して、ぜひ万が一のときに動ける確認等、夜間の訓練もそうですが、何かできるところまで、ほかのところであれば、例えば放送等あれば、家でゆっくりしないで、とりあえず外に出るだけの訓練という、ちょっと一歩動くという、慣れさせるための訓練というだけのこともあるようです。「意外と大丈夫だ」という慣れ合いになって、慣れてくる状態を解消するためにも、そういうちょこつとしたのでもいいのかもしれない。 また、物資の供給等に関しては、いろいろな動ける人、動ける企業、いろんな問題、役場職員さんだけではなかなか難しい部分もあるかと思うので、そういうところも、消防団や地域で活動できるボランティアも含め、ある程度把握していただければと思います。な

答弁	松林議長	かなか1町のみでは難しい問題も多いかと思しますので、そこら辺の調整をお願いします。 では、次に移ります。(4)として、ちょうど震災の際にも、おいらせ病院脇の橋、あそこの橋脚ぎりぎりまで水位が上がったのを確認しておりました。今は木とか土砂を取り除いて、ある程度容量は、あのエリア大きくなっておりますが、おいらせ病院が移転するに当たり、まだ時間が相当数かかるのは承知しております。どうしても、病院における入院患者さんとか、こういうところがちょっと気になっているところ、同じエリアの消防団員としても思っているところでもあります。そこで、おいらせ病院における津波警報発令時の入院患者等移転や避難の想定や、今現状行っている対策等についてお伺いいたします。
	町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 津波警報発令時の入院患者等の移転や避難の想定と対策についてであります。院内のマニュアルに基づき、対応することとしております。 避難想定対策では、入院・外来患者、来院者の歩行可能な方については、おいらせ病院から最も近い一時避難場所、または指定避難場所への避難誘導、歩行困難な入院・外来患者等につきましては、上層階へ介助誘導による垂直避難を基本的としております。 ただし、大雨洪水警報と違いまして、津波警報は時間的余裕がないこと、入院患者においては、入院着で天気や気候などにもよって、外部への避難が困難な場合も考えられることから、現実的にはほぼすべての入院患者におきまして、上層階へ避難することとなるものと思っております。 以上です。
質疑	松林議長 1 番 (小向幸祐君)	1 番。 ありがとうございます。なかなか入院患者、歩行難しい患者に関しては、現状それしかないのかなとは思いますが。ただ、最大の津波が、想定がたしか10メートル前後、なかなかないかとは思いますが

答弁	松林議長	が、浸水エリアではなっているかと思います。現状、津波が来た場合、おいらせ病院のどこまで上がってくる、最大の浸水の試算でありますか。確認したいと思います。
	病院事務長 (田中貴重君)	病院事務長。 お答えいたします。 おいらせ病院は、まず避難誘導の訓練もしておりまして、対策として一応訓練をしているということを、まずつけ加えさせていただいております。 あともう1点、上層階へということで、病院の高さ、3階、屋上ということで、今日、手元に資料を持ってこなかったんですが、3階で7.5メートル、屋上でたしか10メートルを超えているぐらいの高さがありますので、そちらに移動することによって、浸水5メートルから10メートルという最大がありますので、対応として、避難できるのかなとは考えております。 以上です。
	松林議長	1番。
質疑	1番 (小向幸祐君)	ありがとうございます。ただ、想定を超えるものも、場合によってはという、きりがないということになるかとは思いますが、なかなか病院の先生、もしくは看護師さん等も、どうしてもそういう現状になると、患者さんをどうしても置いていけない状況には、仕方ないですが、なるのかなというところではありますが、その際はどういうマニュアルになっていますでしょうか。 津波の想定が思った以上に来ると予想される場合、どうしても入院患者等屋上に上げたとしても、ちょっとこれは難しいとなった場合、最悪の場合なんですが、看護師さんとか病院の先生等、なかなか置いていけない状態にはなろうかと思っています。そういう場合も想定はされていたりするのでしょうか。
	松林議長	マニュアルがありますかと。 病院事務長。

答弁	病院事務長 (田中貴重君)	現状の範囲では、おいらせ町の防災安全マップの高さということで想定しておりますので、それ以上の、想定されている以上のということについては、マニュアルにも記載しておりませんし、想定もしていません。 以上です。
	松林議長	1 番。
質疑	1 番 (小向幸祐君)	ありがとうございます。それをもとにするしかないというのが、まず現状かと思いますが、いろいろ考えてもなかなか難しいかと思っています。 とりあえず、場合によっては、町のバスや周辺のトラック等、何か避難のためのものというのは、基本のマニュアル、上層階、付近の避難所というのがまず基本かと思いますが、状況によっては、そういうものの協定だとか、相互のそういうものはあったりしますでしょうか。
	松林議長	病院事務長。
答弁	病院事務長 (田中貴重君)	最大の話をされておりますので、30分程度で第1波、第2波来るとい形になると、バスによる移動というのは非常に難しいと私は考えております。また、病院の入院患者には、担送と護送と独歩という形で入院患者がいて、半分以上が担送で運ばなければいけないとなっておりますので、その際に、バスへの移動と、下に移動することとは、私はほぼ難しいなと考えております。 以上です。
	松林議長	1 番。
質疑	1 番 (小向幸祐君)	ありがとうございます。なかなか難しいのは、何となく把握はしておりますが、ある程度マニュアルの中で最大限運用していただいて、1人でも、場合によりですが、対策を重ねて確認しておいてもらえればと思います。ありがとうございました。防災対策については、ここで終わらせていただきます。 次に進みます。農業農地問題について伺います。(1)と

答弁	松林議長	して、農家の高齢化や後継者等の人材不足の問題、人件費や物価高騰等による農業をやっても採算が合わないなど、農業を取り巻く環境は年々悪化しております。来年度予算策定に当たり、この分野での町の基本的な対策、重点項目についてお伺いいたします。
	町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 令和6年度予算策定に当たり、農業分野での基本的な対策は、担い手農家への農地利用の集積と集約を図り、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進を進めること、効率的に農作業を行うため農業用機械の導入など、スマート農業の推進による労働力不足解消に、国や県の補助事業を活用し、農業者支援に努めていくことであります。 特に、重点項目としては、担い手農家への農地利用の集積と集約であり、令和5年度と6年度の2年間で、具体的な担い手を農地1筆ごとに割り振りした目標地図の作成と地域計画の策定を義務づけられておりますので、地域における農業者や農地所有者、農業関係機関との話し合いの場を設けまして、今後10年の具体的な農地集積と集約を描くこととなっております。 以上です。
質疑	松林議長	1 番。
	1 番 (小向幸祐君)	ありがとうございます。なかなかまとまらないので。分かりました。重点項目として、今そのような計画、農地の労働者支援や補助、スマート農業の推進と遊休農地も含め、担い手の土地の集約等も計画されているということで把握させていただきました。 ちょうど関連になるんですが、(2)ですね。話題にも今出ましたが、遊休農地らしき農地が当町でも目につくようになってきています。この問題について、今現時点で把握している現状と今年度対応したこと、来年度の対策についてお伺いいたします。
	松林議長	(1) は終わりですね。

質疑	1 番 (小向幸祐君) 松林議長	終わりです。 農業委員会会長。
答弁	農業委員会会長 (松林勝智君)	お答えいたします。 遊休農地対策は、農業委員会法第 6 条第 1 項で、農地の確保と有効利用の 1 つとして、農業委員会の業務となっております。これまで、農業委員と農地利用最適化推進委員 24 名で、毎年 8 月から 9 月にかけて、町内全域の農地の利用状況調査を実施し、遊休農地の状況を確認しております。 調査の結果、遊休農地と判定された所有者に対しては、文書による利用意向調査票を发出し、遊休農地の解消方法について検討してもらい、自力で解消できない所有者については、農地中間管理機構を通じて、耕作者とマッチングを行うなど、できるだけ遊休農地を解消するよう努めているところでございます。 これらの活動は、来年度以降も継続として行うことになっておりますが、農地として再生利用困難な農地に対しては、今後非農地判断を農業委員会で行い、農地以外の地目変更に農地から除外する手続を進めているところでございます。 以上で、答弁終わります。
質疑	松林議長	1 番。
質疑	1 番 (小向幸祐君)	ありがとうございます。遊休農地のものに関しては、所有者に確認をとっているというところで、あとはマッチング作業も随時進めているということなのですが、実際、遊休農地として認定しているところはどのくらいあるもののでしょうか。
答弁	松林議長 農業委員会事務局次長 (川口嘉大君)	農業委員会事務局次長。 それでは、お答えします。 実際の遊休農地として把握している数なんですけれども 1, 240 筆、そして面積は 179.1 ヘクタールとなっております。 以上です。

質疑	松林議長	1 番。
	1 番 (小向幸祐君)	ありがとうございます。結構、今の現状が分かるような内容、量だなとは思いますが。また、遊休農地のマッチングを進めているとお伺いいたしましたが、その対象というか、どの範囲で今、進めているところでありましょうか。
答弁	松林議長	農業委員会事務局次長。
	農業委員会事務局次長 (川口嘉大君)	お答えします。 今申し上げたとおり、非常に筆数が多くて、そしてそのうちの大半が、既に山林・原野化された、もはやもう農地として再生不能な耕地を占めております。 そうしたものにつきましては、先ほども農業委員会会長が申し上げましたとおり、非農地判断ということで、農地台帳から外す手続を進めておりますが、それ以外の優良な圃場内にある農地ですね。そういったところにある農地で、後継者がいなくて、長年耕作されず、ススキが生い茂ったりしているようなところは、農業委員、それから農地利用最適化推進委員、事務局一体となって、本当に少しずつではあるんですけども、担い手、経営体の方々にあっせんして、声をかけて、それで契約、貸借とかですね。それから売買等の契約に結びつけたいという形で取り組んでおります。 以上です。
質疑	松林議長	1 番。
	1 番 (小向幸祐君)	ありがとうございます。その農業化、最適化あっせん作業なんです。が、青森県内だけの範囲なものか、おいらせ町の範囲だけなものか。
答弁	松林議長	農業委員会事務局次長。
	農業委員会事務局次長 (川口嘉大君)	お答えします。 あっせんといいますか、声をかけたり、それから農業委員はエリアごとに委員を務めていますので、そうした中での農業をやっている

質疑	松林議長	る方々への目ごろからの連絡とか声かけという形でやっているのが主です。ですので、あっせん先というか、そういった声をかける先は、町内に限られております。 以上です。
	1 番 (小向幸祐君)	1 番。 ありがとうございます。町内に限定だと、なかなか難しい分野もあるのかなと思います。他町村だと、農地情報として農業委員会のホームページ等に譲りたい、もしくは貸したい等の情報がホームページ等で見られるような状況になっております。おいらせ町では、検索の仕方がうまくなかったのか、見つけられなかったのですが、そういう例えば他町村でやる気のある人を引き込むでも、何かしら対策のしょうが、もしかするとひとつあるのかなと思い、質問させていただきました。 ありがとうございます。思いのほか、時間の配分を間違えて進めておりましたので、少しスッと進めさせていただきます。
質疑	松林議長	時間は十分にありますから、どうぞゆっくり質問してください。
	1 番 (小向幸祐君)	3 番、企業誘致についてに移らせていただきます。 今後、当町でも人口が減少していくことが統計上示されておりますが、この対策の一環として、企業誘致も有効だと思いますという質問を出させていただきましたが、先日新庁舎住民説明会において、副町長がその関係の答弁をしていたのを聞いてしまいましたので、でも通告に従い質問させていただきます。 来年度予算策定に当たり、この分野での町の基本的な対策、重点項目についてお伺いいたします。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 企業誘致につきましては、まずは、新規立地を希望する企業の動向や情報の収集が必要と考えております。しかし、現実的には町単独ではその把握は難しいため、青森県の東京事務所を初め、3 大都

質疑	松林議長 1 番 (小向幸祐君)	市圏等に配置されている各センターと情報共有を図りながら、青森県企業誘致推進連絡協議会とも協調した活動を進めていくこととしております。また、事業者から町へ直接問い合わせ等もありますので、それらを含めて、引き続き関係課が連携して対応をしているところであります。 さらに、個人を含めた事業者の創業に当たっては、町商工会とも連携を図りながら、開業に向けてのサポートや必要な資金確保のための融資制度活用において、県信用保証協会が公的な保証人となることで、スムーズな資金調達ができるように調整を図るとともに、事業者が負担する信用保証料の一定額を補助するための予算を計上しております。 以上です。 1 番。 ありがとうございます。主に、県の動向というか活動を主という形でということで進めて、誘致活動に関しては進めているということで把握いたしました。 また、新規事業の融資の信用保証の補助等あるものが多いかと思えます。当町も人口が減少していくというのが示されている中で、その歯止めの一環として、どうしても企業や働く場があるかないか。近接の八戸、三沢等、働く場所があり、家を建てる人も少なからずいますが、町の魅力の1つとして、新規事業が起こしやすい。そういうベンチャー企業と言いますか、今だと直接会社建てなくても、自宅でも通信やアプリの開発等、いろんな分野が盛んに行われております。東京都よりは、さすがに人口的にも顧客数獲得にはなかなか難しい環境ではあるかと思いますが、そういうちょっと夢ではないですが、何か起業しやすいような補助・対策、それも人が集まるきっかけのものとして、人材も含め、おいらせ町に集まる1つのモデルになるのではないかなと。そういう活動を日々されているかと思いますが、これも1つとしてご検討いただければと思います。 では、(2)に移ります。条例の中に、おいらせ町工場誘致奨励条例があります。これを活用した企業数や奨励金の交付実績が、条例制定以降どれくらいあるか、また、近年のこれに関する動向をお伺いいたします。
----	------------------------------------	--

答 弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 町の工場誘致奨励条例を活用した企業、交付の実績は、残念でありますけれどもございません。 また、近年の動向ですが、毎年数件は同条例を含めて、各種助成制度等についての問い合わせを受けており、今現在、対応中の案件もあります。 以上です。
質 疑	松林議長	1 番。
	1 番 (小向幸祐君)	ありがとうございます。 先ほどの答弁の中で、ベンチャー企業等の話をさせていただいたんですが、ここで話をする予定でした。ちょっと前後になってしまったんですが、今、この条例に関しては、実績が 0 ということで伺いました。この内容の見直し等は考えていらっしゃいますでしょうか。
答 弁	松林議長	商工観光課長。
	商工観光課長 (柏崎和紀君)	それでは、お答えいたします。 今現在、これ数年ほど前に条件等緩和して、既存の誘致企業も改めて、増設に伴って雇用等があれば、この条例等を活用していただけることにしておりますので、今現在は変更等する予定はございません。 以上です。
質 疑	松林議長	1 番。
	1 番 (小向幸祐君)	ありがとうございます。既存の企業等も活用可能になっているということで、内容の見直し、変更等、その都度対策されているということと理解しました。 また、先ほどの関連ではありますが、遊休農地の非農地化への検討も、今、場合によってはあり得るということで伺いました。企業誘

答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	致だけではなく、土地の活用に関してはいろんなやり方、また土地の設定等、おいらせ町では結構成功した事例もあるので、何かしらそういう農地、土地利用の変更等、土地開発に関しては、積極的に行っていただければと思います。どうしても、山林・原野化した農地も含め、高齢化でただ工場だけあるという寂しいエリアもあります。魅力アップ、これに努めていただければと思います。 では、最後の質問に移ります。(4)、広報・情報発信についてです。ちょっと重なる部分も、以前に聞いた部分でかぶるところもあるかと思いますが、近年の情報化社会の流れはめまぐるしく、おいらせ町の魅力を発信していくことは、町に人を集め、活性化を図るためにとても重要だと考えますが、現状、情報発信ツールの更新頻度がおそいように感じます。現時点でのホームページやSNS等の情報発信ツールの運用方法更新サイクルも含め、はいかがなものになっているのかお伺いいたします。 町長。 お答えします。 現在、町が公式情報発信ツールとして運用しているものは、ホームページのほか、ソーシャルネットワーク、いわゆるSNSでは、フェイスブックとXがあります。それぞれ管理運用要綱や運用ポリシーを定めて運用しており、記事掲載の手続として、役場内の各課が必要に応じて情報を掲載申請し、総務課が公開の承認を行っております。 また、更新のサイクルにつきましては、必要な都度であるため不定期となりますが、ホームページに関しては、1日3回程度更新処理を行っております。 以上です。 1 番。 ありがとうございます。更新に関しては、各課から上がったものを、総務課で、一括で申請確認しているということですが、これは主にホームページの更新等を担っている担当人員は何人というか、どういう形になっていますでしょうか。
質疑	松林議長 1 番 (小向幸祐君)	1 番。 ありがとうございます。更新に関しては、各課から上がったものを、総務課で、一括で申請確認しているということですが、これは主にホームページの更新等を担っている担当人員は何人というか、どういう形になっていますでしょうか。

答弁	松林議長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 ホームページの担当ということですが、総務課には1人おりますが兼務でおります。専任ではありません。 それから、各課においてホームページの担当者というのは、1人それぞれ置いておりまして、その者が各課の更新等を行っています。その各課に置いている者も、自分の仕事を持ちながら、必要な情報をアップするような形で対応しております。 以上です。
質疑	松林議長	1番。
	1番 (小向幸祐君)	ありがとうございます。なかなか情報発信、これはいろんなところで苦慮しているところかとは思いますが、どうしても兼務、人手の問題もあろうかと思えます。ただ、せめて1人、できれば置いてほしいなというのが思いであります。あまりにも更新頻度が少なくて、残念ながら、ちょっと壊れかけているというか、ちょっと寂しい情報発信が目立ちます。 ちょうど地域おこし協力隊がいたときは、赴任していたときは、結構積極的にアップしていた分野もありましたが、結局一生懸命取材して、まあ、盛んだと思うのは、今おいらせ町の商工観光課の久保田さんですかね。が発信している、主に風景を出しているもの、あれはすごくいいなと思っては見ておりましたが、ホームページに関しても、SNSが特に更新頻度が寂しいなど。見ていても、年に多くて6回、7回という分野もあったように思います。 特に今SNSに関しては、フェイスブック、Xというお話をされていますが、一応インスタグラムもあるんですかね。あとは、これは1年前が最終更新になっていましたが、YouTubeチャンネルも公式があるようでした。ただ、最終が2年前で、一番最初が8年前、動画が11個のみの掲載となっております。これも例えば専任がなかなか難しいのであれば、一生懸命情報をとっている、それだけの仕事というのであれば、地域おこし隊、少し自由がきく人や、本当は1人専門がいるといいのかなと思います。今後情報

答弁	松林議長	発信について改善していく予定等ありますでしょうか。
	総務課長 (成田光寿君)	総務課長。 お答えいたします。 今小向議員から、いろいろご提案いただきました。ご指摘とも受け取っております。確かに情報化社会でありますので、町においても、いろんな分野で情報発信しなければいけない時代だとは認識しております。 担当課としても、現在の情報の載せ方、更新の仕方も不十分であることは重々承知しておりますので、関係課、それから各担当者と意見交換しながら、あとは若い職員も結構おりますので、いろんな部分やそちらの分野もたけている職員がいると思います。いろいろアイデアをいただきながら、魅力ある情報発信づくりに努めていきたいと考えております。 以上です。
質疑	松林議長	1 番。
	1 番 (小向幸祐君)	ありがとうございます。 あと関連で、ホームページの件ですが、広告バナーの欄があります。何年も、ちょっと寂しい状態になっていますが、問い合わせ等はありませんでしょうか。確認したいです。
答弁	松林議長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	今、広告バナーのご質問がありました。大変申し訳ありませんが、課に戻って実情を確認しないと正確なことをお答えできませんので、後ほどお答えいたします。 以上です。
質疑	松林議長	1 番。
	1 番 (小向幸祐君)	分かりました。情報発信はいろんな分野、おいらせ町の魅力を高める上で、どうしても重要なツールで、人員的に、時間的にちょっと

答弁		人はとられるかと思いますが、ここは比較的有効に使える分野かと思っています。とにかくこの分野を伸ばしていただきたいと思っております。どうしても情報発信、町の施策、あとはこういう補助金やっていますよとかにしても、町民と話をすると、どうしてもそんなの聞いていないぞ。知らなかった。広報等でも案内していても、そういうことが多々あります。いろんな方面から公開して、情報発信できるツールを、最初のうちはなかなか難しいかと思いますが、手がたく更新を続けていけるように、どうにか調整をしていただきたいと思っています。それが結局工業誘致だったり、「おいらせ町、いいな」とかいう分野、あとは農地、「おいらせ町で農業したいな」、そういう分野等、何か人が集まるものの1つのきっかけにもなるかと思っています。 ちょうどこの情報発信の分野であると、官より民が積極的に動いている。やっぱり商売ですので、どうしてもそれがまず強みで、こういう魅力があるよ。こういう情報あるよ。こういういいことあるよというのを一生懸命発信しているんですが、ある程度、なかなか難しいかもしれないんですが、民間に委託して発信してもらうという考えもあったりはしますでしょうか。
	松林議長	総務課長。
	総務課長 （成田光寿君）	お答えいたします。 民間への委託のご提案であります、先ほども申し上げましたが、現在の町のホームページ、それからSNSの活用の仕方、現状で満足とは思ってございませんので、今後に向けて、もっと魅力あるものにしていきたいと考えております。民間委託の部分も含めて、検討させていただきます。 以上です。
質疑	松林議長	1 番。
	1 番 （小向幸祐君）	ありがとうございます。 あとは情報ツールとして、結構見る頻度が高いということ、私自身だと「広報おいらせ」になります。これは間違いなく皆さん見ているかと思うんですが、すごくいいものだなと。 先ほど申し上げたとおり、どうしてもこういう補助金、こういう

		活動、町がこういういいことをせっかくやっているよとかという分野もありますが、町民に伝わらない部分も結構、多々あります。その分野を、広報委員会をやっているのでもちょっとあれなんです、「議会だより」でも、そういうフォローするような内容が多々あります。 ただ、「議会だより」も、聞くところによるとワードという、昔ながらのやり方のみで更新していると聞きます。ここで聞いてもいいのかあれですが、そういう「議会だより」も含め、町の情報発信の一端を担うものにはなるかと思います。そのソフト等の更新等は、検討したりしておりますでしょうか。
質疑	松林議長	今、「議会だより」の話ですか。
	1 番 (小向幸祐君)	場違いですか。
	松林議長	では、それは議会広報委員会で、そのことを十分に話し合ってください。
質疑	1 番 (小向幸祐君)	分かりました。
	松林議長	1 番。
質疑	1 番 (小向幸祐君)	ありがとうございます。そちらはまた詰めたいと思います。 先ほどの SNS の件ですが、ホームページ上には SNS に関するリンクがありません。これどうにかつけていただきたいと思っております。ほかも含め、よくあるのがフェイスブックだと F のマーク、ここを押すと、ホームページからフェイスブックに飛ぶよ等、そういうリンクがあります。ホームページには見つけられないので、こういうところをつけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
	松林議長	総務課長。
答弁	総務課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 一応町の今の公式ホームページの中にもフェイスブックと、それから X にリンクするコンテンツはありますが、私も見たときに、ち

質疑	松林議長 1 番 (小向幸祐君)	よっと見つけにくいところにありましたので、そこは改善するようにしたいと思っております。 以上です。 1 番。 ありがとうございます。情報発信はどうしても重要なので、こちらはいろいろ先ほど検討していただけたというところもありましたので、どうにか改善していただければありがたいなと思います。 それこそ、2年前で止まっているおいらせ町公式Y o u T u b e ページも含め魅力発信。あとは近年だとふるさとCM大賞等、各年でやっていたりすると思いますが、あと昨年だと高校生がつくった魅力発信の動画がある。つくったというのは、イオンで最初公表したという記事等は見ますが、動画がおいらせ町のホームページからリンクというか、見るができないのか、ただ探せないだけなのか。そういうリンク等も、せっかくつくった動画がありますので、リンクされていますでしょうか。一応確認しておきます。
答弁	松林議長 政策推進課長 (柏崎勝徳君)	政策推進課長。 それでは、お答えいたします。 議員ご指摘のとおり、昨年度百石高校の生徒さんに頑張っていたいて、最終的には動画を9本制作いたしました。これについては、ご指摘のとおり、町の公式Y o u T u b e にアップをしようということで今、準備をしているところです。 例えば、動画づくりっぱなしのものを、もしかしたら、発表会をご覧になっていたかどうか分からないのですが、そのままアップするのが、あまり適当でないなという。例えばタイトルをつけたりとか、あるいはどこどこでとれた野菜ですよとかと、そういうのを入れたり、多少動画に手を加えなければならないなと認識をしております。今その作業をしているところであります。それがうまく整いましたら、町の公式Y o u T u b e としてアップをしたいなと思っております。 以上です。

質疑	松林議長	1 番。
	1 番 (小向幸祐君)	ありがとうございます。せっかくなかなかいいものができていましたので、見られないなと思って、気にはなっておりました。どうか、そういう高校生がつくったという発信も、ホームページから見られるように。あと発信して皆さんの目のつくところ、高校生だったり、若い世代に目が届くところだと、また「ちょっと面白いな」というきっかけの1つになるかなと思っております。ぜひその分よろしく願いいたします。 時間ですので、つたない質問で申し訳ありませんでした。今回の質問・提案がおいらせ町の今後の防災、発展、魅力アップのための一助になることを願い、町長におかれましては、今後この分野でのご英断、再考等、プラスになるようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。 長丁場ありがとうございました。
	松林議長	これで、1 番、小向幸祐議員の一般質問を終わります。 ここで暫時休憩いたし、11 時 20 分まで休憩いたします。 (休憩 午前 11 時 03 分)
	松林議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午前 11 時 20 分)
質疑	松林議長	引き続き、一般質問を行います。 2 席 3 番、小笠原伸也議員の一般質問を許します。 3 番、小笠原伸也議員。
	3 番 (小笠原伸也君)	3 番、小笠原伸也です。一般質問させていただきます。議長のお許しを得まして、一般質問させていただきます。 議会 1 日目に町長の所信表明において、町の幸福度ランキング、東北で 1 位になったとありました。このことは、町民としても大変うれしいニュースであります。改めて、今後も町民・行政・議会がともに手を取り合って、まちづくりを進めることが大切であると考え

答弁		ます。議員から質問があった内容には十分に審議され、町民の幸福度をさらに向上させるよう、前向きに取り組んでいただきたいと思いますところでは。 それでは、質問に入ります。１番としまして、「ごみの減量」に対する取組について、令和５年１２月１８日に開催され、町内会長連絡会議でおいらせ町のごみ処理負担金が、十和田市の焼却施設の修繕等のために年間２億４，４３７万円になると、担当課から詳しい説明がありました。各町内会に、ごみの減量化に取り組むよう協力依頼をしたものであります。その後、各町内会長へアンケートを実施、そして「広報おいらせ」２月号では、３ページにわたり特集を組んでおります。そのことを踏まえ、ごみ減量に対する取組について、行政の本気度について質問させていただきます。 （１）、負担金について。ア、行政から見て、２億４，４３７万円の負担金、これをいくらか減らせるというメリットがありますが、一方、町民から見たメリットは何か。また、町民税がこれによって、ごみの減量によって減るのかどうか伺います。
	松林議長	町長。
	町長 （成田 隆君）	２席３番、小笠原伸也議員のご質問にお答えします。 ごみ減量に向けた取組として、ごみを減らす。使えるものは繰り返し使う。資源になるものは再利用するの３Ｒを行うことにより、家計の出費を抑える効果があるものと考えております。 また、資源集団回収事業を実施している町内会等は、リサイクルの推進により１キログラム当たり１０円の奨励金がもらえます。さらに、ごみ問題はＳＤＧｓを達成するためにも必須の世界的な課題であり、１人１人がごみ減量に取り組むことにより、環境問題の解決につながる大きなメリットがあると考えております。 なお、いくらごみ処理負担金を減らすことができたとしても、町民税を減らすことは考えておりません。 以上です。
	松林議長	３番。

質疑	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございました。3 R、リサイクル等、この目的があるということと、あとは世界的なSDG s 的な取組、これもあるんだよと。結局は家庭にプラスになるんだよというお考えをお聞きしました。 次に入ります。イとしまして、ごみ減量化により町としての負担金が減るわけですが、その浮いた経費、この用途は何かありますか。お伺いします。
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 ごみ減量化により、ごみ処理負担金をいくらかでも減らすことができれば、結果として、町民の皆様に納税していただいた町民税等の用途がごみ処理以外の他の事業に向けられることになり、住民サービスの向上につながるものと考えております。 ただ、十和田地域広域事務組合のごみ処理費用が年々右肩上がりになっており、令和6年度の見込みとしては、当町のごみ処理負担金を大幅に減らすことは期待できない状況であります。 以上です。
	松林議長	3 番。
質疑	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。この浮いた経費ですね、他の事業に使えらるという今お話でありますけども、この取組が成功したときには、町民から見て分かるように、例えば小学校へボールやバットを提供するとかということがあれば、町民も協力してよかったなと、こう思えるんじゃないでしょうか。そういう町民に見えるような形で還元する。小学校へボールやバットを提供するという案は考えておりますか。
	松林議長	町民課長。
答弁	町民課長 (松山公士君)	それでは、お答えいたします。 今のところはそういった具体的な用途、使い道については考えてございません。

質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。各小学校に有名選手からグローブですね。グローブがいったということで、こういったのに関連して、ボール・バットがあれば、これはちょうどマッチしたすばらしい町としての取組、これになるのではないかな。あと、町民から見て、分かりやすいな。ごみ減量に協力している。考えてよかったとなるのかなと、町民目線からそう思うところであります。 次の質問に入ってまいります。(2)、家庭ごみの分別について。ア、現在「可燃ごみ」「不燃ごみ」「紙」「プラ・ペット・缶」に分けてごみステーションに出しておりますが、ごみ減量に対し、さらに家庭に工夫や負担を強いるものか、伺います。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 今までどおり、ごみの分別をしっかりと行っていただくことに変わりありませんが、生ごみの水切りを行ってから出すなど、一手間かけていただく取組へのご協力をお願いしたいと考えております。 また、町内会等で資源集団回収事業を行っている地区の住民の皆様には、通常のごみステーションに出すのではなく、集団回収用に設置してある資源ごみ箱に出すことによりまして、十和田地域広域事務組合での処理費用が減ることになりますので、これまで以上に徹底していただき、家庭ごみの減量化のためのご協力をお願いしたいと考えております。 以上です。
質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。アルミ缶がありますけども、アルミ缶のアルミの金属のごみ、これ別回収、集団地域のごみですか。各町内会のごみステーションでなくて、町で回収しているアルミ缶等だと、どのくらいの減材というか、ごみの金額と言いますか、なるんでし

答弁	松林議長	ようか。アルミ缶の回収、これをやっていらっしゃるというお話でしたので、そのところをお聞きしたいと思います。 町民課長。
	町民課長 (松山公士君)	それでは、お答えいたします。 令和４年度の実績になりますが、金属類、空き缶等、それについてはキログラムで４万４，７１０キログラム、各町内会等から集まったもので、全体の中で、ほかにペットボトルとか紙類もございまして、２１．７％ということでございまして、全部で３１の町内会・子ども会等が行いまして、約２００万円ほど奨励金として当課でお出ししていることになっております。 以上です。
	松林議長	３番。
質疑	３番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。４万４，０００円ほどという金額のようでございます。 そのアルミ缶等しっかり分別しておけば、これは町のためにもなるんだと。あとは出した町内会とか子ども会、そういった人たちの奨励金にも当たるとのことだと思います。ありがとうございます。 次のイにいきたいと思います。ごみ全体の８９％を占める「可燃ごみ」のうち、さらに２７．８％、これが生ごみ類と説明をされております。家庭ごみの生ごみを減らせば、減量に取り組んだことになるのかどうか。このあたり、詳しくお聞きしたいと思います。
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 十和田地域広域事務組合の構成市町村のごみ処理負担金の負担率は、前年度のごみ搬入実績により算定されますので、重さを減らすことが重要となります。生ごみの水切りをしっかりと行うことが、減量に取り組んだこととなりますので、ご協力をお願いしたいと考えております。 以上です。

質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。生ごみの水切りが大事なんだと、町民の方にここを行政サイドとしても強調しておることが分かりました。 再質問になりますけども、瓶とか缶、それから金属の燃えないごみ並びに紙とかごみとか、これはごみステーションに曜日によって分けて出すことになるんですが、その紙とかごみ、アルミではない、例えば金属、瓶とか、全て町全体のごみに含まれるのかどうか、お聞きします。
答弁	松林議長	町民課長。
	町民課長 (松山公士君)	それでは、お答えします。 今言った金属類とかというのは、全部町のごみの全体になるのかということでございますが、もちろんそれはなります。 以上です。
質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。全て入ると。要するに、ごみステーションに町内会に出したごみという全てのごみが含まれる。ということは、分別してペットボトルとかのごみ、紙とかのごみ、町民が分けて出すわけですが、そうすると、それが十和田市のごみ処理場にいつてしまう。 そうすると、先ほど町長おっしゃったSDGs的な考え方、全てそう報いることができるのかどうか。せっかく仕分けしても「あれっ」と、町民から見て、そうなるのかなと思うんですが、SDGs、3Rとの関連とごみの全体の量の意識というか、そこら辺のお考えはいかがですか。やっぱり一致するものなんですか。お聞きしたいと思います。
	松林議長	町民課長。

答弁	町民課長 (松山公士君)	それでは、お答えいたします。 先ほどの資源ごみの部分でございますが、これはもちろん十和田地域広域事務組合で焼却施設に運ばれるんですが、その全部ではございません。もちろんリサイクルとして回っていましたので、3Rのリサイクルにつながっているということになりますので、ご理解いただきたいと思います。
	松林議長	町民課長。
答弁	町民課長 (松山公士君)	それでは、もう少し詳しくお話しします。 例えば、先ほど集団資源回収事業をやっておる部分でございますが、例えば紙類なんかでございますと、そうやって買い取り業者があつて、そこで直接買って、町からもキロ10円ということで、奨励金が出る形でございます。もちろん十和田広域でも、そういった、分けたごみをそれぞれリサイクルしておりますので、もちろんお金が出る、出ないは、そちらの場合はありませんが、一方的にこちらの費用になってしまうんですが、きちんとそれぞれ瓶は瓶でリサイクルされている。瓶については、残念ながら今、集団資源回収の部分で、瓶の町内の業者がやめてしまったりもして、瓶が残念ながら回収できない状況にありまして、一方缶とかペットボトルはやっているのですが、ということもあつて、だんだん買い取り業者も少なくなっている状況にはございますが、いずれにしても、そういうリサイクルに回っているということで、ご理解いただきたいと思います。 以上です。
	松林議長	3番。
質疑	3番 (小笠原伸也君)	分かりました。 次の質問に入りたいと思います。(3)としまして、町から出るごみについて。アですね。「広報おいらせ」2月号2ページ、2月号にかなりページ、特集を組んで3ページほど先月の、載っております。「広報おいらせ」を見る限り、町としても、かなり町民の方に協力を願っているんだと、力が入っているなというのは分かるんですが、アにいきたいと思います。「広報おいらせ」2月号2ページに、「各家庭から出されたごみ」(家庭ごみ)と「会社や商店などの事業所から

答弁	松林議長	出されたごみ」(事業系ごみ)の合計が町全体のごみ排出量8,215トンという記述があります。会社や商店などに、どの程度ごみ減量化の協力依頼をするのか伺います。
	町長 (成田 隆君)	町長。 それでは、お答えします。 会社や商店などの事業系ごみの減量については、十和田地域広域事務組合の令和8年度の目標値である1人1日当たり事業系ごみ排出量251グラムを当町の目標値として設定し、令和4年度実績275グラムより24グラム減らしたいと考えております。 そのための取組として、事業者向けのごみ減量啓発活動を行うほか、事業者から排出される一般古紙のリサイクル促進のための無料回収を行う団体である「オフィス町内会」への利用促進の呼びかけ等を行い、ごみ減量化のご協力をお願いしたいと考えております。 以上です。
	松林議長	3番。
質疑	3番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。各事業にも協力を呼びかけるということであろうかと思いますが、再質問で、商店と違って、会社ありますけども、コンビニ並びにスーパー、それから工場、このごみがおいらせ町のごみ全体に含まれると捉えてよろしいのでしょうか。
答弁	松林議長	町民課長。
	町民課長 (松山公士君)	それでは、お答えいたします。 全部とは言えないものと思っております、産業廃棄物として事業所として処分するごみ、一般廃棄物として処分するごみで、十和田広域に持っていつているごみということで、十和田広域に持っていつているごみが、うちで費用として負担しているということになりますので、それ以外の一般廃棄物を処理するところに持っていつているのであれば、それは対象外という形になります。 以上です。

質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。十和田市のごみ処理場に持っていくトラックは、おいらせ町の全体のごみのカウントに入るんだということで、ただ商店とかスーパー、もしそのトラックに入っていないけれども、これははっきり分かるのかどうかというのがありますけども、そこも気がかりなところではあります、事業系のごみですね。事業系のごみというのは、もう町民どうしようもないわけでありまして、事業系のごみの負担金を大幅アップとしてみたいかがでしょうか。
答弁	松林議長	町民課長。
	町民課長 (松山公士君)	質問の内容があれなんで、事業系ごみの部分で、会社とかに負担を求めるというお話でしょうか。それは構成市町村の部分で十和田市、五戸町、六戸町、新郷村とうちとでやっていますが、そこでのルールとしてやっているものですので、うちだけ事業系の方々にということもできる状況にないというか、町に全てが、この量おいらせ町から出ましたよということで、事業系も家庭系もという合計で、負担割合として案分されて、それで費用、これだけ負担金払ってくださいと来ますので、事業所に対してごみを有料化するというか、そういうことは現時点ではできないものと思っております。 以上です。
質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございました。 次の質問に入りたいと思います。(4)、目標値について。これは「広報おいらせ」を見る限り、目標がはっきりしていないような、具体的な数値とかないような感じしておりました。 アとしまして、ごみ減量の1人当たりの目標数値があるのかどうか伺います。
	松林議長	町長。

答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 令和6年度から令和8年度までに10%のごみ減量に取り組むこととし、家庭ごみの1人1日当りの排出量は、令和4年度実績の638グラムを基準に、令和8年度の目標値を571グラムとしております。 以上です。
	松林議長	3番。
質疑	3番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。10%、571グラムにということで、目標値もあるんだということのようです。 次の質問に入ります。ごみ減量化の状況を把握できる表やグラフ、データ提示できれば、町民から見て分かりやすいと思います。町内会ごとに、達成状況が分かるデータを提供することは可能かどうか伺います。
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 議員ご指摘のとおり、町民の皆様に減量化の達成状況が分かるように「見える化」していく必要があると思いますので、広報紙やホームページに、表やグラフ化したデータを掲載するなど、できるだけ分かりやすく公表したいと考えております。 ただし、残念ながら町内会ごとのデータにつきましては、十和田地域広域事務組合で対応できませんので、町全体のデータとして定期的な公表に努めていきたいと考えております。 以上です。
	松林議長	3番。
質疑	3番 (小笠原伸也君)	ありがとうございました。町全体では一応分かる。それから町内会ごとは無理であると。並びに、あと広報おいらせに掲載して、状況をお知らせすることが可能のようです。ありがとうございます。

答弁	松林議長	ある期間実施しまして、達成感。行政に応えて、町民が協力して取り組んだ、その達成感とか成就感、町民が味わうことができる。その方法、こういうのを何か具体的に考えておりますか。
	町民課長 (松山公士君)	町民課長。 それでは、お答えいたします。 その達成感を具体的に感じるような工夫というか、見せ方という部分は、行動計画を策定今しているところですので、それについて「今どのぐらいまで減っているよ」とかということは見やすく、もちろん分かりやすく説明していく部分でございますし、あとは冒頭にも還元というお話が、見えるような形で子どもにバットとかという、ボールとかという話もございましたけれども、そういったことで何かしら、そういうのを達成した暁には、そういった目に見えた何か還元策ですとか、取組とかというのを明示できれば、町民の方は非常に満足していただいて、今後もそういった取組を継続しようというものになると思いますので、そういったことはその時点で考えてまいりたいと思います。 以上です。
質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございました。町民目線で、そういったのがあれば、達成感、取り組んでよかったなと思える町民が増えればいいのかと思います。 再質問になるんですが、議会の 1 日目に報告もありました。先ほど課長もおっしゃったごみ減量行動計画というのがあるわけですが、これを見ますと、3 年後に町として効果を検証云々とありました。3 年後では、遅くないでしょうか。そこを町民向けだと早く、もう何カ月かで、もしくは 1 年で検証して知らせるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。
答弁	松林議長	町民課長。
	町民課長	それでは、お答えいたします。

質疑	(松山公士君)	前回、行政報告でご説明させていただきました。その中でも、施策の効果の検証ということで、策定の趣旨の部分のあとの基本方針等の中に、町が1年ごとに活動の評価を行いということで、1年ごとに評価をまずしていきたいと考えておりました。 出せる資料はもう3カ月とかという短いスパンでももし出せれば、そういったものをホームページとか広報紙等に載せて、「今、こういう状況ですよ」ということをお伝えしたいなと思っておりまして、最終目標である8年度の部分では、3年やってどうだったかということで、今の取組事項等を定めている、この行動計画、果たしてどうだったかということを最終的に検証するという意味で、3年と載せておりまして、その前に1年ごとにちゃんと見ていくよということで載せておりますので、ご理解いただきたいと思います。
	松林議長	3番。
答弁	3番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。1年ごと、行政サイドで行うというお話であります。分かりました。 次の質問に入りたいと思います。(5)、組織について。これですね、大々的に町として力を入れておるわけですから、組織がやっぱりしっかりした組織づくりでないとうまくいかないんじゃないかなと。 アとしまして、町民課のほか、教育委員会等協力はあるのかどうか。また、小中学校に協力依頼し、ポスターや書道、標語作成依頼をする予定があるのかどうか伺います。
	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 現在、教育委員会には、町内の小中学校の児童・生徒からのごみ減量に関する標語の募集等について、協力を依頼しております。 また、全庁を上げて、所管する事業について、取り組むよう指示はしております。 以上です。
	松林議長	3番。

質疑	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 そうすると、今協力依頼しているんだというお話であります。小学生・中学生ですね。家庭に帰れば、やっぱり家庭の団らんの時間に、保護者、親に協力、「こういったのを今、学校でやっているんだよ」というのがあれば、十分に浸透するのかなと思うわけでございます。 さらに、役場が一丸となりまして、本当に全課から代表が集うとか、具体的にプロジェクトチームなるものが早く、現在ないんだと思いますので、これ急いでつくるといえるのか、ないとおかしいんじゃないですかね。プロジェクトチームに関して、いかがでしょうか。
答弁	松林議長 総務課長 (成田光寿君)	総務課長。 お答えいたします。職員の体制のことです。総務課からお答えいたします。 役場内様々重要事務がございます。抱えている状況でございます。ごみも確かに重要な部分でございますが、現在のところ、人員体制等もありますので、ごみだけに特化したプロジェクトは難しいものと考えております。 以上です。
質疑	松林議長 3 番 (小笠原伸也君)	3 番。 組織、なかなか難しい面もあるということのようです。 次の質問に入りたいと思います。伊としまして、町廃棄物減量等推進審議会というのがあるようですけれども、具体的には何を話し合う会議なのか。まずこれまで3回開いたとあるようですが、何を話し合う会議なのか伺います。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 廃棄物減量等推進審議会は、一般廃棄物の減量等に関する施策の基本的事項について調査審議すること、廃棄物の減量等に関する施

質疑	松林議長	策について、必要に応じて意見を述べることを所掌事項とした町の 附属機関であります。 以上です。 3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。そういった審議会開いて、段取りとって、 町としては様々な検討を重ねて、広報紙並びに町内会の連絡会議等 開いて、現在に至っているということなので、行政の取組、大変力が 入っているものだと思いますので、あと町民がこれに協力してやっ ていくと、そういったことが幸福度をアップさせるものにつながる のかなということだと思います。 次にいきたいと思います。(6)、マナー等について。アとしまし て、行政全般に対する意見・要望として、各町内会から毎年のように 「ゴミ出しマナーの低下」問題が出されております。ルールを守ら ない行為への対策はないのか伺います。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 ごみ出しマナーの問題は、これまでも多くの町内会から相談を受 けており、その対策について協議・検討をし、啓発活動等を行ってき ましたが、さらに強化していく必要があると考えております。 そういう中で、新たな強化策として、ルールを守らない方を特定 するために「監視カメラ」の設置を、また、スマートフォン等で簡単 にごみの分別等が分かるようにするため、ごみ収集日の通知機能や ごみの分類検索ができる「ごみ収集アプリ」を導入の上、啓発してい くこととしております。 以上です。
質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。カメラの設置とかスマホのアプリですね。 これを導入するんだということで、ごみ出しマナー、これはおいら せ町に限った問題でもないようですが、町の幸福度にもつながる問

答弁	松林議長	題と考えるので、一步一步、取組を進めていただきたいと思います。 カメラ、アプリ、あとそのほかに、例えば防災無線の活用、並びにポスターやステッカー、そういった活用はないのかどうかお聞きします。
	町民課長 (松山公士君)	町民課長。 それでは、お答えします。 防災無線については、そういったごみの部分では放送したことがなかったと思うんですが、ステッカーというかポスター等については、ごみの箱の金網のところに貼ったりということはしてまして、今後、標語がもしできれば、それを各地区の小中学校の、地区のごみ箱にそういった標語を張って、啓蒙していきたいなとは考えておりまして、そういったいろいろとほかでもやられている部分については、当町においても、かなりやっている状況にはございますが、それでもまだやはりそういった分別を守らない方が多くいらっしゃるということでございまして、今後もそういった先進事例等も参考しながら、工夫しながら、ごみ出しマナーのアップに努めてまいりたいと考えております。 以上です。
質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 次にいきしたいと思います。イとしまして、学校行事の一環として海岸を清掃したり、企業がボランティア活動として道路や河川を清掃したり、おいらせ町の環境づくりに貢献している。そういった事例があれば伺います。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 町が実施している「春のクリーン作戦」のほかに、町で把握している事例は、企業では、株式会社三村興業社が百石海岸の清掃、株式会

質疑	松林議長 3 番 (小笠原伸也君)	社柏崎組が下田公園の水辺環境の清掃を行っております。また、サーフィン愛好家が 4 月から 12 月までの期間、毎月 1 回日曜日に海浜清掃活動を行っており、集めたごみは、町民課で収集しております。 団体では、日本赤十字奉仕団おいらせ支部、町観光物産協会、町商工会、百石工業団地企業連絡協議会などが清掃活動を行っております。 町内の小中学校では、小学校 1 校と中学校 2 校で学校行事として、学校周辺の通学路の清掃活動を行っております。 以上です。 3 番。 ありがとうございます。各ボランティア団体というか各企業、それから小学校 1 校とか中学校 2 校とか、そういった学校行事でも、道路の清掃等を含めてやっているよということであります。そういったボランティア活動の把握も、行政としては把握しているんだということだろうと思います。 次にいきたいと思います。2 番、冬期の町民プール活用について質問させていただきます。おいらせ町民プール条例には、町民の心身の健全な発達とスポーツ・レクリエーションの進行を図ることが明記されているところであります。 (1)、おいらせ町民プールは、冬期は利用期間外となっております。屋内のスポーツ施設であることから、プールの水を抜いた状態でも冬期利用できるようにしてみてもどうか。グラウンドゴルフや少年野球、サッカー等の基礎トレーニング程度の練習に貸し出すことはできないかどうか伺います。
		松林議長 教育長 (松林義一君) 教育長。 お答えいたします。 プールの水槽は、シーズンオフ期間中も水槽に水を張り、水圧をかけることで形状を保つ必要があることから、冬期間、水を抜いて貸し出しすることは考えておりません。

質疑		町民プールについては、学校プールとしての活用が主な目的であることから、シーズン期間中、利用者が快適に利用できるよう環境整備及び維持管理に努めております。 以上であります。
	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。水圧が関係あるんだということでした。 それで、議会の 1 日目に行政報告、これまたあったんですが、令和 5 年 1 2 月おいらせ町の教育大綱、この施策があるんですが、おいらせ町教育大綱の施策 5 の (2) の④に、スポーツ・レクリエーション環境の整備とあります。並びに社会教育・体育課で出されてあります町民プール管理業務、担当課の評価があるわけですね、事業評価。町民プール管理業務、この事業評価あるんですが、評価が㊤になっていて事業継続。町民プールは継続して来年もやるよということだろうと思うんですが、その評価結果理由に、継続してプールをつくっていくという理由が書かれていますが、最後の文言に、「冬場の利活用について検討を行う必要がある」と明記されているわけですね。評価が㊤で継続するんだけど、最後の文言に、社会教育・体育課が書いた文言に、「冬場の利活用について検討を行う必要がある」と明記されてあるわけです。これはどう検討をするのか、具体的にお聞きします。
答弁	松林議長	教育長。
	教育長 (松林義一君)	町民プールが開設されてから、ずっといろんなところ、いろんな機会、冬場の利用はしないのかということは今、問われてきております。その都度、いろんなところで、課の中でも検討はしてきたんですが、何せあそこを、プールの水を張ったまま上に覆いをかけて、その上で運動できるようにするためには、非常に経費がかかるということがその都度言われていて、なかなか難しい状況が続いております。 スタートは聞くところによると、もともと学校にプールをつくる。2カ所、3カ所につくるのは大変なので、あそこは学校プールの代わりとしてつくったということで、私は受け取っていましたので、

答弁	松林議長	そういう思いで今あれを見ているところでありますが、ただ評価については、課長から今、話をさせますので、よろしくお願いいたします。 社会教育・体育課長。
	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	それでは、お答えしたいと思います。 こちらの評価ですけれども、教育長からもお話がありましたが、プールができたときに、議員の方々から冬場の活用という、そういった意見がいろいろ出されました。それで、当課としても活用を検討しようということで、様々検討を進めてきたということで、そちらにあるかと思います。 検討の結果ですけれども、議員からもご意見のありましたプール水槽の水を抜いて使うとか、あとはふたをかぶせるとかいろいろありましたが、答弁のとおり、水を抜くことは水圧をかけておくということの妨げになるとか、あとはふたをかけるにしても、例えば強度を保たなければならないとかいろいろあって、それは断念しているということでございます。 結果的に、やっぱりプールはシーズン期間中の利用を、町民とか、あるいは子どもたちに利用してもらおうと、快適に利用してもらおうということで、冬場期間中も水を入れておきましょうという結果になったということでございます。 以上です。
質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。経費関係とか様々あって、やりたいんだけれども、一年中使いたいんだけれどもできないというように思いました。 では、6月から9月の4カ月ですよね、使っているのは。6、7、8、9ということで、4カ月で1年のプール活用を終了ということですが、これはもし予算があるのであれば温水プール化、それから他県の事例を見ると、やっぱり多目的な使用をしているんですよ、プールですね。具体的にイワナとかニジマス、これを放流し

答弁	松林議長	て、釣り堀にも活用している市町村があるんですよ。という検討はいかがでしょうか。お伺いします。 社会教育・体育課長。
	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	それでは、お答えしたいと思います。 まずは、最初の温水プールの件ですが、これはプールをつくる際に、温水にするか、温水ではないものにするかという検討をした上で、温水プールはやはり維持管理費が非常に莫大にかかるということで、現状のプールになったと。あとは、学校プールの活用ということもあって、今のプールになったということで、温水プールは考えていないということでご理解いただきたいと思います。 あともう1点、イワナとかニジマスを放流して、釣り堀として活用している事例があるということで、そういった事例、他県にあると私も新聞等で見えておりました。それは、例えば冬期間水を入れた状態で、そういった釣り堀とした場合に、釣り糸の部分とか、あとは衛生面とかの影響で、次年度の営業に影響が出るとかなれば、非常にまずいということになりますので、当課としては、やはり冬期間はそういった活用はしないで、水压をかけるために水を抜いていくということで進めたいと思っております。 以上です。
質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございました。 では、プールの建物ですけども、これ平成30年ぐらいにできたプールということであろうかと思いますが、5年とか6年たってきている。老朽化的な問題になるかと思うんですが、耐用年数というのがあるわけですよね。1年間に4カ月の使用でも、1年使ったというカウントになるかと思うんですよ。プールの法的な耐用年数というのは30年ぐらいかなと思うんですけど、4カ月使って1年とカウントになるということで、後に壊さなければいけないということになれば、4カ月で1年とカウント、何かこれこそ税金の無駄遣いになるんでないかなと思うんですけども、どんどん町民へ開放していいんじゃないでしょうか。伺います。

答 弁	松林議長	社会教育・体育課長。
	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	お答えします。 プールの耐用年数の件で、30年ぐらいであって、現在4カ月ぐらいしか使われていないのであれば、それも1年とカウントされるということであれば、もっと利活用したほうがいいんじゃないかというご意見だと思います。 プールにつきましては、前段で申し上げましたけども、シーズン期間が決まっており、その期間での利用ということで努めたいと思います。その期間の中で、町民あるいは学校の方ですとか、あと町外の方ですとか含めて利用してもらうということで、こちらとしてはやはりPRですとか、そういったものにも努めたいと思いますし、また当然年数がたてば維持管理、修繕等が必要になるかと思いますが、それにつきましても適正に、やっぱり期間もそうですし、その状況を見ながら、修繕しながら使うということで、そういった今までどおりの活用でいきたいなと思っております。 以上です。
質 疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございました。 次の質問に入らせていただきます。3番としまして、おいらせ病院にない診療科目についてお聞きします。現在、おいらせ病院は常勤の勤務医もいらっしゃる。それから、内科や外科、小児科、これは毎日診療が可能なようであります。一方、耳鼻科とか歯医者、歯科がない。皮膚科や眼科は月2回程度になっているようです。新おいらせ病院として移転した場合には、診療科目の充実というのは、町民も願っているんじゃないでしょうか。 そこで、(1)、新たに医師を確保し、診療科目を増やす考えはないかどうかお伺いします。
答 弁	松林議長	町長。
	町長	お答えします。

質疑	(成田 隆君)	地域医療の充実には、施設と十分な医療従事者の整った病院が近くにあることで、住民にとって医療の不安が軽減されるものと考えております。しかしながら、近年では全国的に医師の総数は増加しているものの、地域偏在により、地方における医師不足の問題は解消しておりませんし、一層厳しさを増している状況であります。そのような中でも、当院としては、地域の医療環境や医療需要を把握しながら、専門医の招致に向けて取組を続けております。 小笠原議員の質問事項の中に具体的な診療科が上げられていますが、医療、診療科の必要度は個々によって違いこそありますが、地域の医療環境の充実には、何より医師を初めとした医療従事者の確保は重要であります。今後の診療科の設置については、八戸市立市民病院等のように高度医療を提供する中核的医療機関や一次・二次救急医療を担う近隣の公的病院、地域のかかりつけ医としての診療を担う個人クリニックと医療連携を進めていく中で、その医療動向にも注視しながら、当院の果たす役割を担いまして、地域医療に空白が生じないような医療体制と診療科の設置を考慮していくべきと考えております。 以上です。
	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございました。 再質問になるんですが、医師の確保、これは行政としてはどう具体的に医師の確保を進めるのか。事務方レベルで交渉していくものなのか、町長みずから大学病院とか八戸市民病院なのか、そこは分かりませんが、事務方レベルの協議で医師の確保を進めるのか。町長がみずから出向いて医師の確保を進めるのかお伺いします。
答弁	松林議長	病院事務長。
	病院事務長 (田中貴重君)	それでは、小笠原議員の再質問にお答えいたします。 医師の確保、先ほど町長が答弁したとおり、非常に難しい課題であります。事務方だけ、町長が率先してということではなくて、医療機関、町として取り組んでいくという考えであります。

質疑		ただ、どうしてもやっぱり医療については、事務方が専門的知識等も持っておりますので、どういう医師を確保したらいいかということを院内で検討・協議をして、この地域に必要とされる診療というか医者を探していくという取組をしております。その中で、求人広告とか人材派遣会社への依頼、それと連携中枢都市圏の医師派遣事業、要は八戸市民病院に依頼をしたりと、そういう取組をしております。また当院では、町として修学資金の貸し付けも行っておりますので、今後、町の修学資金を借り入れた学生に対しても強くアプローチをして、医師の確保に努めてまいりたいと考えております。 以上です。
	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございました。 次の質問に入りたいと思います。(2) おいらせ病院付近に土地を確保し、個人病院を誘致する考えはないですか。伺います。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 おいらせ病院の移転に当たっては、先ほど答弁したように、地域医療としての機能強化を図ることからも、現在の診療科に加えまして、新たな診療科の設置も検討したいと考えておりますが、現時点においては、おいらせ病院周辺への医療機関を誘致することは予定しておりません。 以上です。
	松林議長	3 番。
質疑	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 再質問になりますけども、医療モールみたいな、建物の中に個人病院がいっぱい入る。もしくは、個人病院の誘致にもなろうかと思いますが、いくつかのクリニック、これを新おいらせ病院付近、これに土地さえあれば来たい病院もあろうかと思いますが、そこら辺の医療モールのな考えはありませんか。

答 弁	松林議長	病院事務長。
	病院事務長 (田中貴重君)	小笠原議員からの提案として受け止めさせていただきます。現時点では、おいらせ病院の充実を大前提として考えておりますので、今小笠原議員がおっしゃったようなことは考えておりません。 以上です。
	松林議長	3 番。
質 疑	3 番 (小笠原伸也君)	真摯なるご答弁ありがとうございました。 以上になります。
	松林議長	これで、3 番、小笠原伸也議員の一般質問を終わります。 ここで昼食のため、1 時 4 5 分まで休憩いたします。 (休憩 午後 0 時 2 1 分)
	松林議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午後 1 時 4 5 分)
質 疑	松林議長	引き続き、一般質問を行います。 3 席 1 1 番、平野敏彦議員の一般質問を許します。 1 1 番、平野敏彦議員。
	1 1 番 (平野敏彦君)	令和 6 年第 1 回おいらせ町議会定例会に当たり、議長のお許しを得て、1 1 番、平野敏彦が通告に従いまして、一問一答方式により一般質問させていただきます。 能登半島地震は、3 月 1 日で発生から 2 カ月となりました。一次避難所に身を寄せ、地元に戻れるめども立たず、避難所生活が長期化しております。生活再建のめどは見出せず、国の対応の遅れには言葉ありません。全国からのボランティア支援により、少しずつ復旧の取組が進んでいることは、心温まる思いであります。

		おいらせ町に春を呼び込み、豊年万作を祈る百石えんぶり組、200年の歴史をつなぐ太夫の渾身のすりと子どもたちの祝福舞に伝統の重みを感じ、感動いたしました。 春3月は新たな旅立ちの季節、多くの若者が夢と希望を胸に勇気を持って歩むことを願い、通告いたしました一般質問について、町長の所見をお伺いいたします。 第1点目であります。北海道・三陸沖後発地震注意報の運用開始後の取組についてであります。「北海道・三陸沖後発地震注意報」の運用開始から、令和5年12月16日で1年が経過いたしました。7道県182市町村が対象となっております。政府は甚大な被害を軽減するために必要な情報を発しておりますが、自治体の取組は後手に回っているとあります。 青森県では「沿岸自治体がホームページやポスター掲示といった情報発信のほか、広報に努めてきた」が、浸透したとは言いがたい。宮下県知事は「現状ではほとんど周知されていない」と強い危機感を示しております。おいらせ町のこれまでの取組の実態についてお伺いいたします。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 3席11番、平野敏彦議員のご質問にお答えします。 当町のこれまでの取組ですが、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用開始の令和4年11月にホームページへ掲載、令和5年1月の広報配布の際に、カラーのチラシを毎戸配布、併せて町内にある事業所等へも配布しております。その後、令和5年12月にホームページの情報を更新、令和6年2月の広報紙に掲載しております。また、令和5年10月の町総合防災訓練前のワークショップの中で、参加者に対し説明しております。 以上です。
質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	11番。 周知の方法については、いろんなチラシが出ています。例えば内閣府の防災担当のチラシ、それから日本海溝、千島海溝沿いの巨大地震のチラシ、それから漫画で解説のチラシ、それから八戸では、2

答弁	松林議長	月４日に「地震・津波を知ろう！備えよう！」という講演会もやっている。こうした中で、町民に果たしてちゃんとこれが理解をされ、伝わっているかというのは、ほとんど一方通行のような気がするわけですよ、ペーパーでいっていますから。そういう中で、どういう効果が上がっているのか。今、町で実際に取り組んできた、こう町長が言った広報活動で、町民がどのぐらい理解をして、どういう危機感を持っているのか。ここについてお聞かせいただきたいと思います。
	まちづくり防災課長 （田中淳也君）	まちづくり防災課長。 それでは、お答えします。 町民にどの程度伝わっているか。効果が出ているかということで、すけども、まず運用開始から１年ちょっとということで、私たちも広報等での周知がまず主なものとなっておりますが、まず１番が昨年の１月に毎戸にカラーのチラシ、両面刷りになりますけれども、それを配布しておりまして、同様のものを町内の事業所にも配布しております。それを見ていないと言われると、それまでなんですけれども、そのときの情報というのが、まず１つ、後発地震に備えるための情報でありますので、それについては半分以上の方は見ていないかと思っております。 ただ、どの程度伝わっているかというのは、実際には調べたわけではないので分かりませんが、これからもそういった広報紙への掲載とか、チラシの配布もそうですけども、自主防災組織への研修会の際の説明とか、防災マップの説明会も引き続き実施しますので、そういったことで町民に対し引き続き、それから繰り返し説明していくことが大事だなと思っております。 以上です。
質疑	松林議長	１１番。
	１１番 （平野敏彦君）	能登半島地震では、倒壊家屋の多くが危険住宅で、災害が大きくなったと報じられております。現行の耐震基準が導入されていない１９８０年以前に建てられた住宅の被害がほとんどだということはありますけれども、当町でも現行の耐震基準に基づき、耐震診断の取組状況どうなっているのか。それから、その診断に基づいて、改修

答弁	松林議長	をしなければならない。そういう住宅を把握があるのか。そしてまた改修が必要となった場合、町の助成、補助があるのか。この３点についてお伺いします。 まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	お答えします。 まず耐震診断とか耐震改修につきましてですけども、町独自ではやっているものはないです。私も正しい情報か、あれですけども、国交省で耐震診断への補助とかいうのはあるというのは聞いていますけども、数十万円程度ということで聞いている情報であります。 改修が必要な住宅の戸数については、把握をしておりません。 以上です。
答弁	松林議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (柴嶋泰幸君)	今の耐震改修の戸数等につきましては、耐震改修促進計画ということで、当課の管轄になります。 住宅の耐震化率ですが、おいらせ町の耐震改修計画によりますと、今現在、あくまでも住宅ですね。公共施設とか、そういうのは除いた住宅になりますけれども、９，９４５戸中７，７０７戸が、簡単に申しますと、昭和５６年６月以降、新耐震基準で建築された住宅になります。ですから、率としますと７７．５％ということの率になっております。 その耐震改修に関するその後のいろんな措置、町の助成等につきましては、先ほどまちづくり防災課長が述べたとおりになります。 以上です。
質疑	松林議長	１１番。
	１１番 (平野敏彦君)	地域整備課長が言う耐震の７７．５％、これはマスコミでも、新聞にもたしか載っていたと私は記憶していますが。ただ、この耐震基準に基づく耐震診断、そしてまたその診断に基づいて改修する。そういうものについては、現在取り組まれていないということ

答弁	松林議長	で、私は町として早急に取り組んでいくべきだと思います。ここは町長、ちゃんと確認をしておきたいと思います。 それから、私はこの部分については、旧百石町の本町地区、ここでは空き家が非常に目立ってきている。そしてまた店舗、この店舗の中で、店を閉めた住民が、家屋のリフォームの費用を捻出するのに、経済的に至難のわざだと言っています。後継者がいない家屋を改修する動機自体も起こらない。やはり震災時に倒壊、延焼の恐れが一番あるわけですから、これらにどういう形で町が広報し、そしてまた対応策を町民に対して知らしめるのか。これをお聞かせいただきたいと思います。
	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	まちづくり防災課長。 お答えします。 家屋の耐震化につきましては、先ほど地域整備課長が述べたように、二十数%が耐震化されていないということでありますけども、それに対して町が独自で補助ということについては、現段階では、個人住宅については、個人で改修なり建て替えるなりするのが基本となっているものと思っておりますので、町としては、防災マップ等において家屋の耐震化、それからタンス等も崩れないように固定するとか、そういったソフトの面で周知をして、なるべく被災しないように取り組んでいくということで考えております。 以上です。
	松林議長	11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	課長の言うのも分かりますよ。というのは、実際にやっていないからですよ。町長、私は補助を出している自治体もあります。ぜひこの部分について、町長の考え、調査をし、危ない部分、そういうものについて、町長の考え方、どう対応するか。補助金を出して、ちゃんと対応のできるような住宅にしていくんだという考えなのか。今、課長の言うように、マップに載った部分、それ以上の町の助成措置というのは考えていないということなのか。これ、お聞かせいただきたいと思います。

答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	今回、答弁してください。次は考えます。 今いろんな部分で話が、平野さんから提案、私にすれば提案と受け止めました。 まずもって、町の防災マップにしても、いろんな部分でやはりただただ津波、あるいは震災が来た。逃げる。避難するだけが、自助・公助・共助ではないと思います。 例えば、防災マップ渡ったよな。これしっかり読んで、頭に入れておこうなというのは自助であるし、隣近所だって回ったけど、あなた頭に入れたか。見たか。そういう部分でも、共助と言うんですか。あるいは、どうしてもまた回してもらったマップが頭に入らないんで、役場に来て、あるいは来たら教えてほしいというのが公助と、そういう部分で、災害に関するあらゆるものが、自助・共助・公助ですか。そういう気がして、この部分は、もう俺は知らない。この部分は勉強しようでなくて、あらゆる部分、災害に関するものは、もう自分たちで、できるだけ知識を身につけよう。逃げよう。協力して助け合おうというのがいいと思うんで、今の平野議員のこのご意見にしますと、ただチラシ回しても、見ていないもの、聞いていないの、どうするのよというような提案ですけども、それはやはりその人たちの関係者、町民の方々の自覚もある程度お願いしなければならない部分かなという気がしております。 そしてまた耐震構造の建物につくり替えたらどうでしょうと、それもやはり自分たちが住んでいるものは、自分の家は自分たちである程度見て、ここは弱いよな。あるいはうちの家は古いからといったらあれだし、また隣近所と相談して、うちの家、あなたの家と比べたらどうでしょう。地震が来たら弱いか。地震の場合どうでしょうというような、そういう共助ですか。そしてまた、どうしても必要であれば、町に相談に来て、「うちの家診断してほしいな」とか、そういった部分で補助金があるかないかとか、そういう相談に来るのが公助であるのかなという気がして。 せっかくマップ回した、警報出した、広報出したといっても、見ていないで、俺に関係ないという、そういう意識の醸成は、これから我々もしなければならないし、町民の方々もしてほしいなという気がしております。そういうことで、個人の家の財産に町が「個々の家
-----------	-----------------------------------	--

質疑		直すから補助金出せ」という部分では、どうしてもそれは今の法制度からいってもできないなという気がしております。 また、町で家を丈夫にしたり、新しくリフォームすれば補助金出すということになれば、また不公平感もあるのではないのかなという気もしておりますので、今のところ、耐震補強に対する助成は、さっき担当課長も言いましたけども、考えていないのが現状であるのかな。答弁漏れがありましたら、また答弁しますんでよろしく願います。
	松林議長	11番。
答弁	11番 (平野敏彦君)	ありがとうございます。私はやはり町・議会一体となって、町民の対応・対策を議論すべきだし、取り組んでいかなければならないのではないかなということで、町長の確認をしたわけです。 それでは続いて、(2)に入らせていただきます。後発地震注意情報が発令された場合、町の対応と自主防災組織との連携について伺います。
	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 町の対応としては、まず、防災行政無線やほっとスルメールにより、後発地震への注意を促す情報を流します。その後、地震・津波に対応するための情報収集や情報発信体制の確保、速やかに避難所を開設できるように体制を整えるなど、初動体制の確認を行うことにしております。 自主防災組織については、後発地震が発生した場合に速やかな避難行動や避難支援できるよう協力を促すとともに、避難所を開設した場合の運営の協力など、連携していくこととしておりますので、よろしく願います。 以上です。
	松林議長	11番。

質疑	1 1 番 (平野敏彦君)	発令された場合の情報発信については、今町長が言った形で取り組まれるものと理解をしております。 自主防災組織については、避難所が開設をされた後の対応ということで答弁がありましたけれど、避難所開設前に、自主防災組織が鍵を開ける、そういう対応がとれないのかと。誰が、一番先に避難所の鍵を開けて、受け入れをする体制をつくるのか。ここをお聞かせいただきたいと思います。
	松林議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	お答えします。 先ほど町長の答弁にもありますように、後発地震注意情報が出た場合は、町も待機体制になるものと思っております。避難所を早期に開設できるように体制を整えることとしておりますので、後発地震が起きた場合は、基本的に開設する予定となっている避難所には、町の職員が行くことになると思いますけども、場合によっては地域が速い場合もあります。ただ、どちらが開けるにしても、後発地震が起きたら、すぐに行動できるようにお願いするというのが、それは町の職員でも自主防災組織でも同じですので、そのところの周知というのは速やかにしたいなと思っております。 以上です。
	松林議長	1 1 番。
質疑	1 1 番 (平野敏彦君)	私は職員が派遣されるまでの間、じゃあ、外で待つとか、そういうことになるんですか。特に冬期間、そういう場合、今のような体制だと、自主防災組織との連携というのは、本当にちゃんとしていないなという思いがありますよ。 私は、やはりその地域の方が避難所の運営とか、そういうのにあたるわけですから、まず地域の方が鍵を開けて、これまで発電機とかああいうのを設置していますから、そういう受け入れ体制を、まずできる人が先にやると。役場の職員だって、例えば道路が陥没した何だって、来られなかったらどうするんですか。私は、そういう対応の仕方というのは、本当に机上の体制づくりで、やっぱりその地域の方がいろんな形で、この場合、この場合という形で、特に

答弁	松林議長	町内会に、自主防災組織は高齢者がほとんどなんですよね、役員が。ですから私は、逆に例えば、役員以外の地域の高校生なり大学生なり。若い人方もこういう組織の中に組み入れて、行動しやすい人が「ここに鍵があるよ」ということを知らしめて、ちゃんとそういう訓練をするというのも必要ではないですか。 全てが行政でやるということではなくて、やっぱり地域と一体となって、行政の分担を軽くする。そして、また地域もそれによって、「あの人がこういう取組をしてくれた」とか、一体感が生まれると思いますよ。町長、どう思いますか、私の考え。
	町長 (成田 隆君)	また答弁しますか、町長。 指名があったんで、します。今、平野議員から新しい発想というんですか。いい提案だなと、ここに座って聞いていました。ですから、そういう部分も、さっきも言いました、自助・公助・共助ですか。順番がどうかあれです。そういう部分でも、やはり自主防災組織なり町内会なりが、地域に残っている若い人、あるいは高校生でも大学生でも、あるいは近くに勤めている人でも、そういう人があって、今、町にいろんな部分で、保健協力員とか民生委員お願いして、そんなの町でやれと言われてるんですけども、それみたいに、平野議員今おっしゃったようなことを、私たちは単にありがたい提案だと思っていますんで、もしよろしければ、二川目、前例としてでもいいですから進めてみてくだされば、こちら歓迎しますんで、よろしくお願いします。
質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	町長に理解してもらっただけで、質問の成果があったなと思ってます。 それでは(3)に入ります。能登半島地震では、発生直後から、家族等の安否を確かめる問い合わせが、石川県内自治体に殺到したとあります。死者・安否不明者の氏名公表について、青森県の死者・安否不明者の公表基準について伺いたいします。
	松林議長	(3)が残っているようであります。

質疑	1 1 番 (平野敏彦君)	無理しなくてもいいですけども、残っています。
	松林議長	1 月の能登半島地震では避難所の過酷な寒さが指摘され、多数が身を寄せる避難所の防寒対策が急務とありました。おいらせ町の冬の避難所の運営についてお伺いいたします。
答弁	町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 冬期間の避難所運営ですが、寒さ対策として、対流式や反射式の石油ストーブ、毛布、使い捨てカイロ、段ボールベッド、段ボールパーテーション、エアーマットを備蓄しております。 また、停電時用として、明神山コミュニティ防災センター、深沢地区コミュニティセンター、一川目地区生活会館、二川目地区生活会館には非常用発電装置を備えているため、電気ストーブも使用できるようになっております。 以上です。
	松林議長	1 1 番。
質疑	1 1 番 (平野敏彦君)	二川目地区等、一川目等各避難所には、町で自家発電装置を設置して、そういうのからいくと、条件は非常に整ってきているなと思います。 ただ、この冬場のそういう被害が発生したとき、本当に今のままで、避難訓練もされていない。それから 1 カ所に、例えば二川目ですと、甲洋小学校です。そこに行ったときに、私は本当にこの冬場だったら、体育館そのものが、風が当たらないだけで、温度がマイナスの状態に行ったら、高齢者とかそういうのは耐え得るのかなという思いがあるんですけども。 うちの場合ですと、そこに一旦、避難所に行ってから、甲洋小学校に移動するような手順になっているんですけども、こういう冬場の場合は、新聞等で見ても、冬場の避難訓練がない。実際に 1 1 月から 3 月までの間ですか。その間に、当町もやっていないけれども、これから計画するということでもありますけれども、じゃあ、いつごろどういう形で計画するのか、お聞かせいただきたいと思います。

答弁	松林議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	お答えします。 現在やられていない訓練で、やろうとしているものが冬期の避難訓練、それから冬期の避難所運営訓練、それからもう1つ夜間の避難訓練を今考えておりまして、たくさんの人数でやると、危険もあったりして大変なので、小規模な町内会単位とか、そういったことで危険等がないような形で実施を考えておりまして、いつというのは今ここで言えないんですけど、その課題等を潰した上で、早めに計画をして、実施をしたいと思っております。 以上です。
質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	特に、この前みたいに1回にあんな雪が降ったりなんかしたときは、私は避難、その後も避難訓練するというのは無理だと思うんですよ。というのは、ほとんどが高齢者世帯で、どっちかが助け合わねば避難できないような家庭がいっぱいありますよ。特に自主防災組織の人方だって、自分たちが避難するだけで精いっぱい、隣近所まで手が回らない。そういう状況になっていますから、どういう形で設定するか分かりませんが、やはりもっと地域に寄り添った形で計画を立てていただいて、地域の声を聞く。そして、またさっき町長とも確認したんですけれども、町内会にいる若い人方、中学生以上の方々も、どういう方法でやろうかというのも、ぜひ検討していただきますように、ここはこれをお願いをしておきます。 それから、次の(4)に入ります。
答弁	松林議長	(4)は先ほど一般質問しておりますので、町長の答弁を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。

質疑	松林議長	安否不明者・行方不明者は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、氏名等を公表することになっております。 また、死者については、遺族等の同意があれば、氏名等を公表することになっております。 以上です。
	1 1 番 (平野敏彦君)	1 1 番。 石川県の安否不明者の氏名公表と大体同じだなという気がします。非常に私は、おいらせ町の場合でも、私の町内でも、ほとんどの子どもは県外にいるわけですね。こういう災害起きたときに、まずは確認したい。電話はつながらない。そういう状況の中で、やっぱりマスコミとか、そういうものに早めに公表できるような体制づくりが非常に大事ではないかなと思うんですけども、町として、(5)に入りますけれども、死者・安否不明者の氏名公表について基準があるのか。またはどう対応するのか。これについてお伺いいたします。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 死者・安否不明者の公表基準を定めておりませんが、県は市町村と調整の上、氏名等を公表することにしておりますので、県に準じ公表することで考えております。 以上です。
質疑	松林議長	1 1 番。
	1 1 番 (平野敏彦君)	例えば、おいらせ町役場へ照会が個人からあった場合、やはり県の基準に基づいて、情報が町にはあるんだけど、その県の基準に基づいて、公表はできませんということになるんですか。 この辺をお聞かせいただきたい。
	松林議長	まちづくり防災課長。

答弁	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	町で明確な基準を定めておりませんので、先ほど町長が申したとおり、県の公表基準に従って公表することになると思われます。 ただ、安否不明者が電話等での問い合わせがあって、公表できるかどうかというのは、そこは家族である確認とか、そういったものがある、確実にこの人は関係者であるということが分かれば、公表という形でなく、お知らせという形ではできるかなと思います。ただ公表となれば、やはり先ほど言ったように、県の公表基準に従って公表するということになると思います。 以上です。
	松林議長	11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	事前におおむね48時間をめどに過ぎた場合は、順次公表するとあるんですけども、私は公の新聞に公表するのではなくて、個々の問い合わせがあった場合、どうなっていますか。その地域の自分の親なり兄弟なり聞かれたときに、本人確認なんてできるわけないですよ、実際に。こういう場合、例えば公表するのはちゃんと基準があって、48時間、この前に役場に照会があった。「教えてください」というときに教えられるのかどうか。ここを確認したいと思います。
	松林議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	先ほどの公表基準というのは、基本的な対応になりますので、そういう安否を確認してお知らせするのが妥当であると判断すれば、公表できると思います。
	松林議長	11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	ありがとうございます。いろんな意味で、役場の対応がなるほどという形で伝わることによって、やっぱり災害復興とか、そういうものにも、いろんな支援が生まれてくると思います。ぜひそういう意味では、定められたもの以外でも、町独自の判断で対応してもらうように期待をしております。

答弁		それでは次、大きい２点目に入らせていただきます。おいらせ町職員の採用についてであります。令和６年１月４日から２２日まで募集の職員採用試験の結果について、行政職・社会福祉士・看護師、応募者数と受験者数。合格者数についてお伺いいたします。
	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 まず、応募状況について、行政職は１６名の応募がありましたが、社会福祉士及び看護師は応募がありませんでした。よって、受験者数及び合格者数についても行政職のみお答えしますが、受験者数は１５名、合格者数は５名でありました。 以上です。
質疑	松林議長	１１番。
	１１番 (平野敏彦君)	ありがとうございます。１６名応募があつて、１５名が受験をしたとあります。町の職員採用試験の実施状況が公表されておりますが、令和５年４月１日採用の状況見ますと、申し込み者数が１６名、受験者数が行政職の場合大卒で９名となっています。この７名の受験しない方の理由とか、そういうの、分かりますか。
答弁	松林議長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 申し込みそのものは１６名でありましたが、結果的に一次試験を受けた方は９名、その理由等については、こちらでは把握してございません。
	松林議長	１１番。
質疑	１１番 (平野敏彦君)	把握していないということは、結局受験をしないわけですから、何らかの理由があるわけですね。そういうのが、試験受けなかったからよしとして処理していいのかという、私は疑問を持ちますよ。

答弁		特に今、この前新聞見たとおり、自治体職員の採用の受験者が減っていると。優秀な職員というのを確保するに、各市町村はきゅうきゅうとしているということが新聞に載ってあったんですよ。今回見れば、16名応募があつて15名受験していますから、ほかの条件がよくて、役場の採用試験を申し込みしたけども受けないという人が、中にはあつたんじゃないかと思うんですけども、全然こういうのは追跡調査とか、そういうのはないということですか。
	松林議長	総務課長。
	総務課長 （成田光寿君）	お答えいたします。 要因としては、平野議員おっしゃったとおり、試験日が重なって、ほかの市町村を受けるという場合もあるかと思いますが、個別なところまで、こちらでは把握してございません。
質疑	松林議長	11番。
	11番 （平野敏彦君）	やっぱり応募の条件には、自分がおいらせ町で働きたいという意思表示のために応募しているわけですから、その辺はちゃんと、なぜと理由まで確実にとらなくても、その辺は確認しておいたほうが、私はこれからのいろんな意味での参考になると思いますよ。ぜひこれはやってほしいと私は思います。 それでは、次の（2）に入らせていただきます。町の人事行政等の概要では、初任給については国・県に準じておりますが、1級から6級まで、この昇格基準、明確なのがあつたら教えていただきたいと思います。
答弁	松林議長	町長。
	町長 （成田 隆君）	お答えします。 ご質問に1級から6級までとありますので、一般行政職に関するものとしてお答えします。 まず1級から6級は、職務の級と言われるもので、職名ごとに区分されており、1級は主事、2級は主査、3級は主任主査、4級は課

		長補佐と主幹、５級は課長と副参事、６級は参事にそれぞれ区分されております。 ご質問の昇格基準ですが、町の規則に昇格に関する基準が示されており、概要を申しますと、全ての級で共通なのは、人事評価結果及び勤務成績に基づき、昇格が可能と認められることであり、そして、２級から４級までの昇格については、昇格する前に一定期間を下位の級で在職していることが基本となっております。 以上です。
質疑	松林議長 １１番 (平野敏彦君)	１１番。 職員の平均給与月額、初任給の状況を見て、おいらせ町の平均年齢が４１．３歳、平均給料月額が３０万８，０００円、青森県が３１万円、国が３２万３，０００円。同じ格づけでスタートして、これだけ年齢になれば、差がついているわけですね。どこが原因なのかなと。私は同じ行政事務をつかさどる職員が、あまりにも差があり過ぎる。よってモチベーションも何も上がらないんじゃないかと思うんですけども、どこに原因が、今、町長が言った昇格基準、そういうものの見直しが必要なのか、現行のままでよしとしていいのか。この辺ちょっとお伺いします。
答弁	松林議長 総務課長 (成田光寿君)	総務課長。 お答えいたします。 給料月額の差のあたりのご質問であります。まず国・県との比較のことで言いますと、町の場合は６級制であります。県はたしか１０級か１１級、国もそのぐらいの級があります。要は６０歳ぐらいの定年に、定年となります６０歳ぐらいまでの間に、市町村、当町であれば６級までしかいかないものが、国・県であれば１１級まで昇格した上で、それに伴って給料も上がりますので、当然初任給は一緒でも、給料が上がっていくスピードが違いますので、その辺も１つの原因かと思っております。 それから、平均給料等の差のあたりも、一応分析等はしておりますが、当町の場合、大卒であれば、例えば１０年とか１５年ぐらいの者、それぞれ個別に見ますと、中途採用、どこかの職に勤めておい

質疑		て、途中から役場に入所する者がありまして、その者等はストレートで、大卒で入って１５年なり２０年なり勤めるより、やはり前歴の部分で、どうしても給料が目減りした形で初任給が決定されます。上乘せされますので、スタートが、ストレートで入った者より幾分下がった形で給料が上がっていくことになりますので、そのあたりでも、低い要因として捉えているところであります。 以上です。
	松林議長	１１番。
質疑	１１番 (平野敏彦君)	私が調べたところでは、上北郡内の町では７級制を導入しているところもある。今課長が言ったように、国・県との開差というのは、等級の号給が、県は１０級とか、やっぱりそういうのがあるから開差があって、町の職員は追いつかない、差がついていくということが分かりました。 それからして、町でも７級制を導入して給与の改善をする考えがないかお伺いします。
	松林議長	副町長、答弁してください。
答弁	副町長 (小向仁生君)	議長の指名でありますので、担当課長に代わって、お答えします。 ７級制を導入するか否かということなんですけども、郡内の状況を見ますと、確かに何町村かとしているところもあるやに思います。 ただ、県全体を見ますと、まだ６級制というのが大半でありますので、その辺の動向を見極めながら、採用するときは採用させていただきたいと思います。 以上です。
	松林議長	１１番。
質疑	１１番 (平野敏彦君)	いろんな形で職員の待遇改善をしたいという熱い思いというの、私に伝わってこないかと、残念です。 それから、おいらせ町の幸福度ランキング東北ナンバーワン、去年は６位で今年は１位、住みこちでは第２位。秋田大学の先生が、おいらせ町は子育て支援策とかいろんなことがマッチしてうまくい

質疑		っていると。これは町長の公約に、町の職員が真摯に取り組み、出した結果だと話していたと聞きました。 そこで、町長が一言、総務課長に、こう職員が頑張っているから、改善するように指示することが、一歩前に踏み出すことになると思うんですよ。ですから、何とか町長には、ぜひ職員に対して評価してくれたという形を見せていただきたいとお願いしたいと思います。
	松林議長	お願いですから、答弁は結構であります。
	11番 (平野敏彦君)	それでは、(3)に入ります。令和4年4月1日時点の県内市町村のラスパイレス指数を見ると、当町は95.4となっており、上北郡内では最下位となっております。町では改善するとありましたが、令和6年1月末での結果についてお伺いいたします。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 県内市町村のラスパイレス指数について、例年であれば、4月1日現在のものを県が12月に公表しておりますが、今年度は5年に1度の基幹統計の年度であり、国の集計作業の確定が3月下旬になる見込みであることから、ラスパイレス指数も確定しておりません。よって、現在の当町のラスパイレス指数の数値も、上北郡内における順位も不明であります。 以上です。
	松林議長	11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	結果については、今言ったように、時期がずれますよということと理解します。ただ、前に私が質問したときに、改善をしていますという答弁があったんですけども、その中身を私はお聞きしたいと思います。どうなっているか、お願いします。
	松林議長	総務課長。
答弁	総務課長	お答えいたします。

質疑	(成田光寿君)	先ほど議員から改善するということでは言われました。私も議事録等を確認いたしました。ラス改善については、研究する、検討してみることによって答弁しておりますし、逆に改善に向けて作業しているというのは、４級・５級・６級の格づけのあたりでありますので、繰り返しますけれど、４級・５級・６級の格づけの見直しは現在進めておりますが、ラスパイレース指数に関連する賃金改善については研究・検討をしているというところでございます。 ラスのところの関係、研究・検討のところではありますが、平均で９５．４ということで、上北郡内の町村で一番低いということは重々承知しております。 ただ、その中身を見ますと、ラスパイレース指数は大学卒、それから短大卒・高校卒、その学歴区分で分かれることになっておりまして、最も低いのは大学卒のところでありまして、ここは９３．２であります。一方、短大卒は９８．６、高校卒は９８．４ということで、こちらは軒並み１００に近いところでありますので、要は、大学卒のところが低いということは分かりました。 さらに、その大学卒の中でも、平均より低いものが結構ありましたので、その方たち、その職員をいろいろ分析したところ、先ほども私の答弁でお話ししましたが、大学卒ストレートで入所した者より中途で入った者がかなりありまして、その者の給与は前歴換算等で、割とストレートで入った職員より低めに給料決定されますので、その関係で、平均値が低いということが分かっております。 以上です。
	松林議長	１１番。
	１１番 (平野敏彦君)	高卒で９８．４、それから短大で９８．６、大卒が９３．２。これは原因とすれば、中途採用者が要因だということですが、私はこれの数値を見て、やはり今、総務課長が言ったように、大卒の中途採用者多いということは、私は非常に、逆に言えば、こういう形で採用枠を増やしていったほうがいいんじゃないか。ストレートで採用するよりも、民間経験とかそういう仕事を経験した人が行政側に入ってきて、違う目線で仕事をする。そういうことが、例えば町長に提言するにしても、自分の実績、そういうものを踏まえて、行政に提言をしていく。そういうものになると思います。そういうので、ラス

答弁		が低いというのであれば、私は理解できますけども、ストレートで入って、それでもなおかつ低いということですから、私はやはり職員の方々も、データはほとんど知っていると思いますよ。うちはいつも1位だ、1位だ、しゃべるんだけど、給料も1位だと。下から1位だという認識だと、私はちょっとどうかなと思っています。ですので、町長にはこの辺をちょっと頭に入れて、いろんな形で改善に取り組んでほしいと期待をしておきます。以上です。 それから、3番目に入らせていただきます。第3点目であります。大谷翔平グローブについてであります。米大リーグドジャースの大谷翔平選手が、日本国内の全小学校に3個ずつ寄贈したグローブについて、当町小学校5校のお披露目の方法及び活用内容についてお伺いいたします。
	松林議長	教育長。
	教育長 (松林義一君)	お答えいたします。 各校ともに、1月15日の始業式において披露した後、各学級ごとに1日ごとに置くなどの対応をしております。また、学校における活用方法については、各校で検討をいただいているところであります。 以上であります。
質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	1月15日始業式で披露し、各学級、そういうもので披露していたんだと。活用方法、そういうものについては、各校で任せているということですが、この結果というのは、どういう評価がなされているのか。ただ学校に任せっぱなしなのか、その辺お伺いします。
答弁	松林議長	教育長。
	教育長 (松林義一君)	お話のとおり、各学校に任せています。 以上です。

質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	だから各学校に任せているというのは、さっき答弁していますから理解しますけれども、各学校で言ったように、15日の始業式で披露したんだけど、各学校では今度どういう活用の仕方、そういう方法をとっているのかというのをお聞きます。
答弁	松林議長	教育長。
	教育長 (松林義一君)	お答えいたします。 各学校でお任せした後は、把握はしておりません。 以上です。
質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	マスコミ等の報道によれば、学校のどういう形で、子どもたちがこのグローブを受け取って感動したか。マスコミに載っていますけれども、やっぱり教育委員会として、学校現場の部分のところをちゃんと把握しておく必要があるんじゃないかと私は思うんですよ。やはり少なくとも、例えば大規模校の学校に3つのグローブと、小規模校の50人、60人のところの受ける3つのグローブと、受けるほうの気持ちが全然違うわけですね。 例えば、十何人しかいない小学校では、体育館の中でキャッチボール全部やったとか、そういう形で、子どもたちが大谷翔平のグローブだということで、すばらしい体験をしたなと私は思うんですよ。学校に、ただ来ました。3つ来ました。そういう形でお披露目した。どう学校では、校長によって活用方法が全然違うということもあると思うんですけれども、全然把握していないということですか。
答弁	松林議長	学務課長。
	学務課長 (福田輝雄君)	お答えいたします。 先ほどの教育長の部分につきましては、学校に活用方法を検討するようにお願いをしていると。各学校によって、先ほど平野議員がおっしゃったとおり、学校規模によっても使い方が変わってくると

質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	いう部分がありますので。また、このグローブにつきましては学校への寄附ということで、やはり主体が学校になっておりますので、そういう形をとっております。 学校でどういう形で対応したかという部分につきましては、1月の校長会、1月18日にありました。グローブにつきましては、1月11日の午前中においらせ町の教育委員会に5校分来ましたので、その午後に配布しているところになっておりました。 学校においては、先ほど言ったように、始業式のときに、全校生徒に向かって校長先生から披露していただいた後に、それぞれの学校でいろいろやっぱり情報交換をしながら、各クラスに1日ずつ、みんなが触って見られるようにということで対応をしたということで、または対応をするということで、1月18日の校長会で確認をしておりました。 また、学校によっては、小規模校だったんですけども、昼休みに校長先生が希望する子どもと、そのグローブを使ってキャッチボールをしているというのも聞いております。各学校におきましては、いろんな部分の工夫をしながら、活用したいということで考えているということで確認をしております。 以上です。 11番。 私が期待した活動になっていないなという思いがあります。この前29日、大谷選手がインスタグラムで日本女性と結婚したという発表があつて、これもまた日本中のニュースになったんですけど、学校の子どもたちがおめでとうとか、そういう表現がなかったのかなというの、私、気になっていました。 それから、(2)に入ります。野球を楽しんでもらう「野球をしようぜ。」と子どもたちが夢をかなえる取組は、野球をしている少年・少女をはじめ、小学校のスポーツに関心興味を抱かせる絶好の機会と思いますが、町の方針と取組について伺います。 教育長。 お答えいたします。
答弁	教育長	

質疑	(松林義一君)	先ほどとの関連もありますけど、グローブは学校に寄贈されたものであり、その活用方法については各学校にお任せしております。 議員ご提案の大谷選手から寄贈されたグローブに関わって、子どもたちに野球を楽しんでもらう取組につきましては、現時点では計画はありません。 以上であります。
	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	意味が理解されていないなという思いがあります。 1つ、町長は所信表明で政策公約のテーマで、全ては子どもたちの未来のために、明るく元気で持続する可能なまちづくりを掲げております。この中で、子育て環境、学校教育環境整備の充実では、スポーツ振興の文言がありません。おいらせ町の教育大綱の6ページ、幼少期から生涯スポーツに親しみ、健やかな身体をつくるとあり、13ページ施策5で、児童・生徒のスポーツ活動の推進の具体的な事例というのは、全然挙がっていないんですよ。 だから町長が、「子どもが一番だよ」と言っているながら、その具体的な事例とか、こう取り組みますというのが、今年は見えていないと思うんですけども、この辺お聞かせいただきます。
答弁	松林議長	教育長。
	教育長 (松林義一君)	スポーツの振興という言葉がありましたので、詳しいところは社体の課長に答弁させますので、よろしいでしょうか。
答弁	松林議長	社会教育・体育課長。
	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	それでは、主に子どもたちに対してのスポーツの取組ということで、お答えしたいと思います。 いろいろ考えはあるんですけども、まずは子どもたちを対象にしたスポーツの体験会とか、あるいは交流会といったものを町では開催しております。体験についても、野球だけではなくて、それ以外のいろんなニュースポーツとかそういったものを通して、子どもが競技だけではなくて、体験できるようなものも、そういった用具も

質疑		昨年購入しておりましたし、そういったものを使いながら、子どもたちが楽しめる、また健康づくりにつながるような取組を進めると。 あと、もう1つ、施設でいくと、体育館とか交流センターありますけども、そちらもそういった方が使いやすいような修繕なり、来年度事業にもいろいろ予定していましたけれども、そういったハードも含めて進めていくということでいきたいと思います。
	松林議長	終わってもいいですか。 11番。
	11番 (平野敏彦君)	以上で、11番、平野敏彦の一般質問を終わります。ありがとうございます。
	松林議長	これで、11番、平野敏彦議員の一般質問を終わります。 なお、東日本大震災から13年たちました。 ここで、議員の皆様には、黙禱をささげてもらいたいと思います。あわせて傍聴者の皆さん、新聞記者の皆さん、ご協力を願えれば幸いです。 暫時休憩いたします。 (休憩 午後 2時45分)
質疑	松林議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午後 3時05分)
	松林議長	引き続き、一般質問を行います。 4席、10番、日野口和子議員の一般質問を許します。 10番、日野口和子議員。
	10番 (日野口和子君)	10番、日野口和子。議長の許可を得て、一般質問させていただきます。 その前に、先ほどもありましたけれども、本日は東日本大震災より13年目に当たります。また、新年早々の能登半島の震災被害者の方々のためにも、改めて哀悼の意を表します。

答弁	松林議長	一般質問 1、北部地区にスポーツジムの整備をする考えは。(1) あらゆる地区でもそうだろうと思いますが、北部地区でも高齢化が進み、健康を維持するためにも、スポーツジム等の整備を要求する方たちが多数おります。その方たちの真剣な思い、顔、まなざしを見ておれば、是非とも整備するべきだと思います。行政サイドの積極性が求められます。町長のお考えをお伺いします。
	教育長 (松林義一君)	教育長。 町長へのご質問でしたけども、スポーツ部門ですから、私でお答えしてもよろしいでしょうか。では、お答えいたします。 結論から申し上げますけれども、町単独でスポーツジムの整備する考え、今、計画はありません。大変申し訳ないんですが、ありません。 町では、町民がスポーツに親しむことや健康づくりにつなげるため、今年度ボッチャ・モルック・メディシンボールなど複数のニュースポーツ用具を購入しており、来年度以降、イベントでの活用や公共施設での町民への貸し出しを検討しております。スポーツジムの整備ではなく、町民が健康を維持するため、スポーツ用具の貸し出しを含め、ソフト面での取組を進めてまいりますので、ご理解いただければと思っております。 以上であります。
質疑	松林議長	10番。
	10番 (日野口和子君)	分かりました。できれば、町民の意に添うように進めていってくださればありがたいと思っております。 2番、危険環境を改善するため早急な行政指導をとということで、神社に対する質問は、大変恐縮な思いでございますけれども、今年は雪も少なく、少し安心しておりましたが、またボサッと、どか雪が降っています。 氣比神社の前の大樹が枝を張り県道の真ん中を越え、電線にもからまっております。昨年のように、樹上雪の重みで枝が路上に散乱し、交通事故が起こるのではと不安が続いています。また、西側は木ノ下中学校の通学路にもなっています。町長が常に願うおいらせ町

答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	の未来を担う中学生です。人災等が起こってからでは遅いので、一日も早く解決に向けての対策についてお伺いします。 町長。 お答えします。 氣比神社から道路に張り出した枝が危険とのご質問につきまして、令和４年第３回定例会及び第４回定例会においても、日野口議員から同様のご質問を受けております。 第３回定例会では、担当課長から「議員のご意見を県道管理者へ伝えるとともに、町からも氣比神社へ話をする」など答弁しております。その後、令和４年９月８日に県道管理者に伝え、同年９月１６日に町から氣比神社管理者へ枝払いの相談をしましたが、県道側は交通量が多く対応に苦慮しているが、町道側は枝払いを行っているとのことでありました。 第４回定例会では、担当課長から先ほどの「その後の状況」について答弁しておりますが、再度、県道管理者へ相談したところ、交通に支障がある範囲で緊急性のあるものは、枝払いを行うとのことでした。 今回のご質問を受け、改めて氣比神社から張り出した枝の状況を確認しましたが、県道側は、県道管理者において交通に支障がある範囲の枝払いが行われ、町道側は、氣比神社において道路境界から張り出した部分の枝払いが行われていることから、道路管理の面では、指導及び対策は講じられていると認識をしております。 以上です。
質疑	１０番 (日野口和子君) 松林議長	この間、私も雪が降ったときに、またやっぱり細かい枝が。 ちょっと待ってください。質問しますか。 １０番。
質疑	１０番 (日野口和子君)	この間も大雪が降ったときに、またどうなっているかなと思ったら、去年みたいな１０センチ以上の太い枝はなかったんですけど、やっぱり細かい枝は落ちていましたし、中学生が通る西側も通ってみたら、落ちていました。また夕方通ったら、子どもたちが枝をボン

答弁	松林議長	ポンと神社の反対側に上げたりしていましたが、見ていましたけれども、そういう状態で、子どもたちが歩くにも難儀ですから、せめて子どもたちの通る道路も考えてもらえればなと思って。 あそこは両方から木が立っているもんだから、空も見えないぐらいの高い木がありますから、よろしくお願ひしたいと思っております。
	地域整備課長 (柴嶋泰幸君)	地域整備課長。 お答えいたします。 今年２月下旬の大雪の後、日野口議員も現地ご覧になったということでしたが、当課においてもパトロール、現地木の状況等確認しておりました。先ほど町長の述べたとおりの対応はしております。 町道に関する部分、県道も県に何度もお伝えしているものですから、町道に関する部分につきましては、氣比神社は、我々棒立てて境界確認したんですけども、ある程度神社で刈っているような状況、逆に町道の道路挟んで氣比神社と反対側の民地、あそこも結構な高木が立っていますけども、そっちの木から落ちていることもありそうなので、まず、いま一度、できれば議員と一緒に現地を確認していただいて、それであと木の対応につきましても、いろんな法律、民法とか道路法、あるいは行政指導と申しますと行政手続法とかありますので、そういった法令等と、あとはどうやったら解決に向けてというお話ですので、他県の事例等、現地を見ながらそういったお話を一緒に共有させていただくことから始めさせていただきたいと考えております。 以上です。
	松林議長	１０番。
質疑	１０番 (日野口和子君)	ご説明ありがとうございました。どうぞこれからもくれぐれも子どもたちに被害のないように、よろしくお願ひいたします。 これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
	松林議長	これで、１０番、日野口和子議員の一般質問を終わります。 引き続き、一般質問を行います。

質疑	7 番 (澤上 訓君)	5 席 7 番、澤上訓議員の一般質問を許します。 7 番、澤上訓議員。 7 番の澤上訓です。議長のお許しを得て、通告に従い、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。 2024 年度は 4 年に一度のうるう年、いわゆるオリンピックの年でもあります。一方では輝かしい夢や希望があふれる年ではありますが、何かが起こる年でもあると言われております。 1 月 1 日午後 4 時過ぎ、石川県能登半島地震が発生し、新年をふるさとで祝う人々を突然の悲劇が襲いました。震災関連でお亡くなりになられた方々へ心から哀悼の誠をささげ、ご縁のある皆様にはお悔やみを申し上げます。また負傷され、体調を崩された方々を初め、家や生活の基盤を失い、つらい日々を送っておられる全ての被害者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。私はこれら一連のニュースを見て、改めて災害の怖さというものを感じさせられました。そこで、町防災計画について考えてみました。 それでは、質問いたします。(1) 能登半島地震の被災状況を見て、避難することの大切さというものを痛感しました。しかし、車で避難できる場合と徒歩で避難する場合の違いや、災害発生時が早朝あるいは日中、夕方、深夜等、それぞれの状況により避難先等に変化が生じてくると思います。 例えば、桃川さんや百石高校さんが開いていない場合など、町民の皆さんが物すごく不安を感じると思います。そのためにも、いま一度チェックをし、何通りかの避難方法を整理して、町民へ周知する必要があるのではと考えますが、いかがでしょうか。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 5 席 7 番、澤上訓議員のご質問にお答えします。 町では、令和 3 年 5 月に県が公表した津波浸水想定に基づき、令和 4 年 8 月に町防災安全マップの更新をし、併せて町内会や自主防災組織を対象として、防災安全マップの説明会を開催しております。その中で、地震・津波の場合の避難については、原則、徒歩での避難としております。それは、多く避難者が一斉に自動車等を使用した場合、渋滞の発生を誘発し、津波に飲み込まれる恐れが高いため

質疑	松林議長 7 番 (澤上 訓君)	あります。一方で、徒歩での避難が困難な方や、避難の初動が遅れた りした場合などは、自動車等の使用もよいのではないかといい にしております。 また、避難場所については、基本的には浸水が想定されていない 避難場所や避難所に避難することとし、どうしても間に合わない場 合は、分庁舎、百石高校、百石道路避難階段などの緊急避難施設に避 難することにしております。また、昨年 1 0 月に実施した総合防災 訓練のワークショップの中で、町内会や自主防災組織の皆さんに対 して、最短の避難経路だけではなくて、経路に障害が生じた場合の 迂回路など、普段と違う状況の場合の対応を考えておくことも大切 であることを説明しております。 今後も、防災安全マップや防災・減災のための説明会や研修会を 引き続き実施し、町民の防災意識の高揚を図っていきたくと考 えておりますし、町内会や自主防災組織と連携・協力して、地区 の防災力の向上のための取組をしていきたいと考えております。 以上です。 7 番。 確認の意味で、また再質問ということでお願いします。 昨年 1 0 月に行われました町総合防災訓練に、私も参加してみ ました。それは避難場所であるいちょう公園体育館へ、みずからの足 で歩くことによって、何を感じるのかということをいろいろ思っ たからであります。自宅からいちょう公園体育館まで約 2 0 分ちょ と、正確には 2 2 分から 2 3 分かかりました。自分 1 人で避難する のであれば、それでもよろしいのかなとは思いましたが、これに妻 とか高齢の方が一緒であれば、多分 2 倍近くの時間を要すること となり、大津波が発生した場合は、間に合わない可能性があると思 いました。 人というものは、避難所を近くに求めるのが常ではないでしょ うか。桃川さんが駄目なときは役場分庁舎へ、もし役場分庁舎に人 があふれて入れないときは、次はどこへ避難したらよいか。恐らく 町民は考えがまとまっていないかと思えます。ですから、いま一度、 避難方法について、何通りか考えてみる必要があるのではないしょ うか。
-----------	------------------------------------	--

答弁	松林議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	それでは、お答えします。 先ほども町長の答弁にもありましたように、まずは徒歩が原則ですということで、防災安全マップにも記載をしております。また、例えば障害を抱えた方とか、高齢で歩くのが遅い方とか、そういった場合、もしくは初動が遅れた場合ですね。そういった場合は、乗り合いによって、車で避難するということも可能としております。 今度は避難先になりますけれども、原則というか基本は、浸水しないところに避難していただきたいと思っております。それは例えば分庁舎とかの浸水区域、実際に浸水したとすると、水がなくなるまでの期間は、分庁舎に滞在することになります。その期間というのは分かりませんので、そこでの避難が長期間続くということになると、それも大変なことになりますので、できれば浸水しない避難所、例えばいちょう公園とか百石中学校に、一番いいのはそちらに逃げていただくと。どうしても間に合わない方は、浸水区域にある分庁舎とか百石高校、それから百石道路の避難階段とかといったところに逃げていただくこととなりますが、先ほども申したように、浸水すればそこから一時的に動けなくなるということがありますので、そういうことを覚えていただいて、実際に地震・津波が来た際に、最適な方法を選んでいただくようお願いをしているところでありますので、今後もそういった周知をして、町民の皆さんが被災しないように取り組んでいきたいと思っております。 以上です。
質疑	松林議長	7 番。
	7 番 (澤上 訓君)	中学校というと、いちょう公園体育館よりちょっと遠くなりますよね。当然これは歩いてそこまで行くということも、また非常に陰しいなという気もしないでもないんですよ。 先ほど私は言いましたけれども、例えば、じゃあ、分庁舎へ行こうとなったときに、人があふれていると。そういう状況下のときに、そこから次、中学校へという状態であれば、もう間に合わない。私はそう考えます。ですから、その経路と言いますか、次は、例えば高速道

答弁	松林議長	路の脇から上がっていくところがあるということですけれども、それらを町民の人たちが実際に次、次、次という、この考え方を実際にまとめているのかどうかとなると、私はほとんど、逃げる場所は、桃川さんか百石高校か分庁舎というところから、次に行く場所というのは、想定していないと思うんですよね。ですから、そういったことで質問をしたわけなんですよ。
	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	まちづくり防災課長。 お答えします。 今、議員から、近い方から順番に行って、そこに逃げる。次の近いところということで逃げるような感じで受け取ったんですけども、私どもからすると、まず遠いほうから行っていただいて、遠いほうに行くということは、想定以上の津波が来た際も、そこからさらに逃げるができるという利点があります。ですので、遠いほうから順に、間に合わない人は近いほうという形で考えておりまして、最初から、例えば桃川とか分庁舎とか、近いところに皆さんが逃げると、それこそあふれるということが考えられますので、できれば浸水しない遠いほうから逃げていただいて、どうしても間に合わない人は近い避難ビルというか、緊急避難施設に逃げていただきたいと考えております。 以上です。
質疑	松林議長	7 番。
	7 番 (澤上 訓君)	このことについて何回もやり取りしても、らちが明かないなと思いますので、でも遠いところとなると、今の話では中学校へ行ってくださいということになりますよね。そういうことですよね。果たしてそれが本当に正しいのかどうかというのも、ちょっと私も疑問を感じるんですけども、まず次の(2)の質問に入らせていただきます。 能登半島地震のような電柱や家屋、橋の倒壊があれば、車での避難は非常に難しい。しかし、東日本大震災時のような場合には、津波対策として、車での避難が可能であると思っております。例えば本町地区の住民が、やっぱり近いところへ行きたいとなれば、多賀台

答弁	松林議長	方面にも避難したいという人も出てくると思います。そのときに、八戸の避難所にスムーズに入れるのかどうなのか、その辺の連携について、八戸市と提携しているのかを伺いたいと思います。 町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 まず、車での避難については、先ほども答弁したように、特別な事情がある場合に使用することでご理解をいただきたいと思います。 本題の多賀台方面への避難についてですが、八戸市とは相互にそれぞれの避難所に避難する可能性があることから、了解をいただいております。ただ、避難所へ入れるかどうかは、そのときの避難者数などの状況により変化するため分からないというのが実情であります。 以上です。
	松林議長	7 番。
質疑	7 番 (澤上 訓君)	今、町長から八戸市とは提携が結ばれているということをお聞きしましたので、まず安心しました。 能登半島地震では、家屋の倒壊が激しかったと言われております。報道によれば、倒壊数は2万700棟以上という大変な数です。もし、倒壊防止対策について検討しているのであれば、どのような計画をしているのか伺います。
	松林議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	倒壊防止というのは、耐震とかということで、じゃあ、お答えします。 倒壊防止とか耐震改修とかいうところの部分でいきますと、町独自の取組としては、ソフト事業になりますが、家の新築。建て替えとか、あとは家の倒壊ではありませんが、家の中のタンス等の倒壊防止ということで固定をするだとか、上に重いものを置かないとか、そういった取組を住民の皆さんに周知していくということで、倒壊防止ではありませんが、家が倒壊しないような取組として、ソフト

質疑		事業になりますが、そういった取組をしていく。今後もしていくということで考えております。
		以上です。
質疑	松林議長	7 番。
	7 番 (澤上 訓君)	先ほど平野議員の質問とちょっとダブったようなところがあるんですけども、倒壊防止対策等の検討をもし、しているのであればということだったんですけども、いわゆるそれは、検討はされていないということで受け止めてよろしいでしょうか。
答弁		できれば、先ほどもちらっと聞いたんですけども、国の補助金等がもしあるのであれば、教えていただければなと思っております。
	松林議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	先ほどの平野議員のときの答弁でもしましたけども、町独自としてはやっておりませんが、不確定ですみませんけれど、国交省で耐震診断、改修、どっちかあれですけども、補助金があると聞いております。金額的には数十万円程度ということで聞いております。
		以上です。
質疑	松林議長	7 番。
	7 番 (澤上 訓君)	もし分かるのであれば、その国交省で大体どれぐらいの補助金を考えているのか。それ、分かる範囲でいいです。
答弁	松林議長	分かる範囲で答弁してください。
	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	先ほど答弁したのが分かる範囲ですので、耐震診断とか改修に数十万円程度というのしか、分かりません。
		以上です。
	松林議長	7 番。

質疑	7 番 (澤上 訓君)	ということは、金額とかそこまでは分からないということですね。分かりました。 では次に、(3) 2月の「デーリー東北新聞」に、冬の避難所対策について、記事が掲載されておりました。1995年の阪神大震災や2011年の東日本大震災など。近年の災害でも、寒さなどで体調を崩して亡くなる「災害関連死」が相次ぎ、冬の避難所対策が問われているといった内容であります。 今回の能登半島地震では、凍死や低体温症で命を落とした人が30人以上に上ったと聞いております。もし、当町の災害が冬場であった場合、避難所の暖房器具や寝具など、どの程度整備されているのかお伺いします。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 暖房器具は、停電時でも使用できる石油ストーブが約30台、毛布など2,500枚、段ボールベッド360台、段ボールパーテーション2,160枚、エアーマット250枚、使い捨てカイロ7,500個を備蓄しております。 先ほども答弁しましたが、停電時用として、明神山コミュニティ防災センター、深沢地区コミュニティセンター、一川目地区生活会館、二川目地区生活会館には、非常用発電装置を備えているため、電気ストーブなども使用できるようになっております。 なお、毛布については、今後5年間で約8,000枚まで増加させるつもりでおります。 以上です。
質疑	7 番 (澤上 訓君)	松林議長 7 番 今後は少しずつでも備えていただき、いざという時のために、万全を期していただきたい。そう思っております。 次に、(4) また、冬の避難所運営訓練についての記事もありました。県南地方の市町村は、調査時点で未実施が7割近くに及んでいるようだが、未実施の理由が「高齢者が多い」「体調を崩す人が出る」

答弁		など、参加者への考慮を挙げているようです。町としての考えはどうなのか伺いたいです。
	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 このときの調査では、未実施であるが今後実施予定と回答しているところであります。現在、冬期間の避難訓練だけでなく、冬期間の避難所運営訓練や夜間の避難訓練についても、実施に向けて検討しているところであります。 以上です。
	松林議長	7 番。
質疑	7 番 (澤上 訓君)	分かりました。 でも、私は考え方としては、寒い時期の避難所運営訓練は、あまり無理しない方がいいのではないかなと。周りを見ても、高齢者ばかりですよ。ですから、滑って転んで骨折ったとか、いろんなリスクを負わなければならないんですよ。ですから、高齢者が多い状況下で、逆に体調を壊されて、そこから大きな病につながることもあり得るので、これまでの10月の訓練時期でいいのではないのかなという、そうは思っております。 逆に、冬場は運営スタッフだけに絞って訓練を行い、運営上のチェックを行いながら、防寒対策の点検と冬の災害リスクの再確認を図るということがよろしいのではないのかなと考えておりますが、いかがでしょうか。
	松林議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	お答えします。 逆に、冬場は運営スタッフ、災害リスク等を考えてということですが、それはそれでご意見として伺っておきますが、実は冬場の避難訓練とか避難所運営訓練、それから夜間の避難訓練等は、住民の方たちからも要望が出ているものでもありますので、先ほど言った危険が伴わないような形で、それから参加者を限定した形で取り組

質疑		んでいきたいと考えておりますので、安全を期して、そういう課題を解決しながら、少ない規模での訓練を実施しながら、先ほど言ったスタッフだけのというのも、今後考えてみたいと思います。 以上です。
	松林議長	7 番。
	7 番 (澤上 訓君)	ありがとうございます。 では、次の質問です。(5)最後に、命の問題について考えてみたいのです。特に低体温症は、①低い気温環境、②高齢者、③濡れた衣類や冷たい床など体温を奪うものとの接触、④疲れなどによる熱を生み出す能力の低下という4つの因子が大きく影響して発症すると新聞記事にもありました。このことは、町民も認識しておく必要があると思うので、その対策を町としてどのように考えていくのかをお伺いします。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 まず、個人の対応としては、防災安全マップにも記載しておりますが、非常持出品の中に濡れた場合などに、着替えられるよう衣類を入れておく。体温を逃がさないために、保温シートを入れておくことが大切であると考えております。 町の対応としては、避難所の準備として、暖房機器、毛布、段ボールベッド、エアーマット、段ボールパーテーションを活用し、寒さ対策をすること、できれば温かい食事も提供できるよう、そしてまた低体温症の対策にもつながるものと考えております。 以上です。
	松林議長	7 番。
質疑	7 番 (澤上 訓君)	分かりました。 再質問にはなりますけれども、低体温症予防には、やっぱり住民が町にまるまる頼ってしまうということではなくて、みずからの命を守るために、防寒具を二重に装着して、毛布を持参しながら避難

質疑		することも大事なのではないのかなとも考えているわけです。その認識を植えつけることも必要だというようなことも考えております。 また、自治体の役割ということを考えると、疲弊状態の住民が安心して避難でき、安全に暖がとれるよう、十分に考慮した避難所運営を取り計らっていただきたいということを強く切望いたします。
	松林議長	終わりですか。再質問。
	7 番 (澤上 訓君)	はい。
答弁	松林議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	お答えします。 議員も言うとおりに、自分の命は自分で守るということで、当然寒いときには、防寒具等着て出ていただきますけど、先ほど町長の答弁にもあったように、濡れた場合を想定した衣類とか保温シートとかも持ち出し品として持っていただくと。できれば、毛布も持っていただきたいとは考えていますが、実際には毛布というのは難しい点多々ありますので、今後町民の方へは自主防災組織の研修会とか、防災安全マップの説明とか、そういったあらゆる機会を通じて、自分の命は自分で守るといったところの意識を高めていくと。 同時に、町としては避難所運営をきちんとできるように暖房機器等整備をして、快適にはならないかもしれませんが、低体温症にならないような工夫をしながら、避難所運営をしていきたいと考えております。 以上です。
	松林議長	7 番。
質疑	7 番 (澤上 訓君)	ありがとうございます。 以上をもちまして、私の一般質問を終了したいと思います。当局の真摯なる答弁をいただき、誠にありがとうございました。
	松林議長	これで、7 番、澤上訓議員の一般質問を終わります。

日程終了の告知	松林議長	これで、本日の日程は、全て終了いたしました。 以上で、本日の会議を閉じます。
次回日程の報告	松林議長	明後日１３日は、午前１０時から本会議を開き、議案審議を行います。
散会宣告	松林議長	本日は、これで散会いたします。大変ご苦労さんでございました。 （散会時刻 午後 ３時４４分）
	事務局長 （佐々木拓仁君）	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 6 年 5 月 20 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 川 口 弘 治

署名議員 小 向 幸 祐